

第2次東温市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない東温市の実現を目指して ～



令和7年3月



愛媛県 東温市

誰も自殺に追い込まれることのない東温市の実現を目指して



全国の自殺者数は、平成10年に3万人を超えて以降、高い水準で推移しており、平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進することとなりました。平成28年4月には自殺対策基本法の改正により、すべての自治体に対して、自殺対策計画の策定が義務付けられました。

これを受けて、本市では、「生きることの包括的支援」を推進するため、平成31年3月に「東温市自殺対策計画」を策定し、関係機関・団体と連携しながら総合的な対策に取り組んでまいりました。

しかし、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、自殺者数の増加がみられ、特に女性や小中高生の増加が著しく、非常事態はいまだ続いていると言えます。

このような状況を踏まえ、国は、令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱を閣議決定し、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づけました。

これに基づき、本市においてもこれまでの取組を踏まえ、生きる支援に関連する事業が最大限その機能を発揮できるよう、施策体系を整理し、指標の設定を行い、第2次自殺対策計画を策定しました。計画に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない東温市」の実現を目指し、自殺対策のさらなる推進を図ります。

本計画の策定にあたり、多大なるご協力をいただきました東温市健康づくり推進協議会並びに東温市老成人保健推進部会の各委員のみなさまをはじめ、関係されました多くの方々に、改めて心から感謝と御礼を申し上げます。

令和7年3月

東温市長 加藤 章

第2次東温市自殺対策計画 目次

第1章 東温市自殺対策計画見直しの趣旨	1
1 自殺対策計画見直しの背景と目的	1
2 自殺対策の基本方針	2
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	5
5 計画の数値目標	6
第2章 東温市の自殺に関する状況と課題	7
1 自殺の状況	7
2 こころの健康等に関する状況	13
第3章 第1次計画における自殺対策の取組状況と評価	17
1 成果指標に関する評価	17
2 取組状況に関する評価	17
3 施策ごとの目標の達成状況	20
第4章 第2次計画の方針と施策	29
1 第2次計画の方針	29
2 施策体系	30
3 基本施策及び対応する事業	34
(1) 地域におけるネットワークの強化	34
(2) 自殺対策を支える人材の育成	43
(3) 市民への啓発と周知	46
(4) 自殺未遂者等への支援の充実	53
(5) 自死遺族等への支援の充実	55
(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施	55
4 重点施策及び対応する事業	59
(1) 勤務・経営に関わる自殺対策の推進	59
(2) 高齢者の自殺対策の推進	62
(3) 生活困窮者支援と自殺対策の推進	70
第5章 自殺対策の推進体制	76
1 推進体制	76

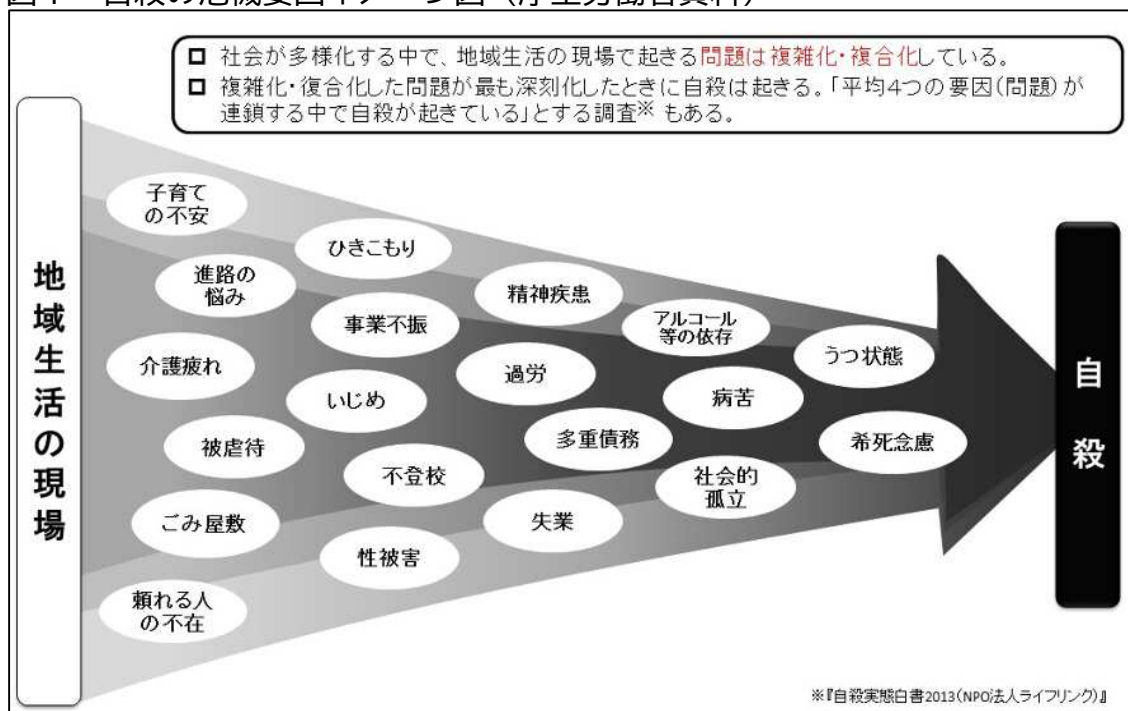
第1章 東温市自殺対策計画見直しの趣旨

1 自殺対策計画見直しの背景と目的

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができま。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

図1 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。

自殺対策基本法では、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とされています。

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回りました。令和4年には男性の自殺者も13年ぶりに増加し、小中学生の自殺者数は過去最多となっています。

こういった動向を踏まえて、令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。

東温市では、「誰も自殺に追い込まれることのない東温市」の実現を目指し、平成31年3月に東温市自殺対策計画（以下「第1次計画」という。）を策定して自殺対策を総合的に推進してきました。

第1次計画の計画期間の終期にあたり、国や県の動向、これまでの取組を踏まえ、生きる支援に関連する事業が最大限その機能を発揮できるよう、施策体系を整理し、指標の設定を行い、第2次東温市自殺対策計画（以下「第2次計画」という。）を策定して自殺対策を総合的に推進します。

2 自殺対策の基本方針

令和4年10月に策定された国の自殺総合対策大綱においては、自殺総合対策の基本方針として次の6つが示されています。

東温市においても、この6つの基本方針に沿って自殺対策を推進します。

自殺総合対策の基本方針（自殺総合対策大綱より抜粋）

1 生きることの包括的な支援として推進する

<社会全体の自殺リスクを低下させる>

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs^{※1}の理念とも合致するものである。

<生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす>

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、生きることの包括的な支援として推進する。

2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

<様々な分野の生きる支援との連携を強化する>

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点からだけでなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

<対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる>

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進する。

- ・個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- ・問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- ・法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

<事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる>

上記3つのレベルの個別の施策は、次の3つの段階ごとに効果的な施策を講じる必要がある。

- ・事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと
- ・自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危機に介入し、自殺を発生させないこと
- ・事後対応：自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、そして発生当初から継続的に遺族等にも支援を行うこと

4 実践と啓発を両輪として推進する

<自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する>

自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように引き続き積極的に普及啓発を行う。

<自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する>

精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていただけるような広報活動、教育活動に取り組んでいく。また、遺族支援としても自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいく。

5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む。

※1 SDGsは、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しています。

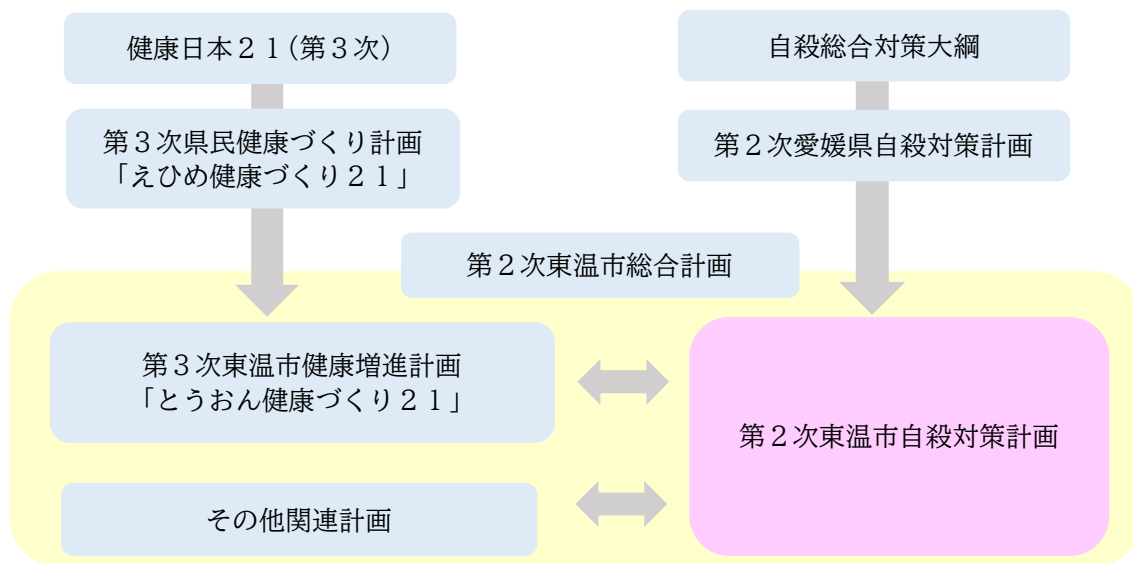
第2次計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGsの達成のうえでも重要となります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、東温市における実情を勘案して定める計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」「第2次愛媛県自殺対策計画」を踏まえ、また、関連性の高い計画である「第3次東温市健康増進計画」や「第2次東温市総合計画」をはじめとする市の関連計画との整合性を図ります。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間とします。

また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の数値目標

国は、平成 29 年 4 月に策定された自殺総合対策大綱において、令和 8 年までに人口 10 万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率^{※2}」という。）を、平成 27 年と比べて 30%以上減少させることを目標としました。

このような国の方針を踏まえながら、東温市では、平成 24 年から平成 28 年までの自殺死亡率の平均 17.0 を、平成 31 年から令和 5 年までの 5 年間で概ね 15%減少の 14.5 以下を目標としていました。

平成 30 年から令和 4 年の自殺死亡率の平均は 16.7 で、目標達成に至っていないことから、本計画においても令和 5 年から令和 9 年までの自殺死亡率の平均 14.5 以下を目指すこととします。

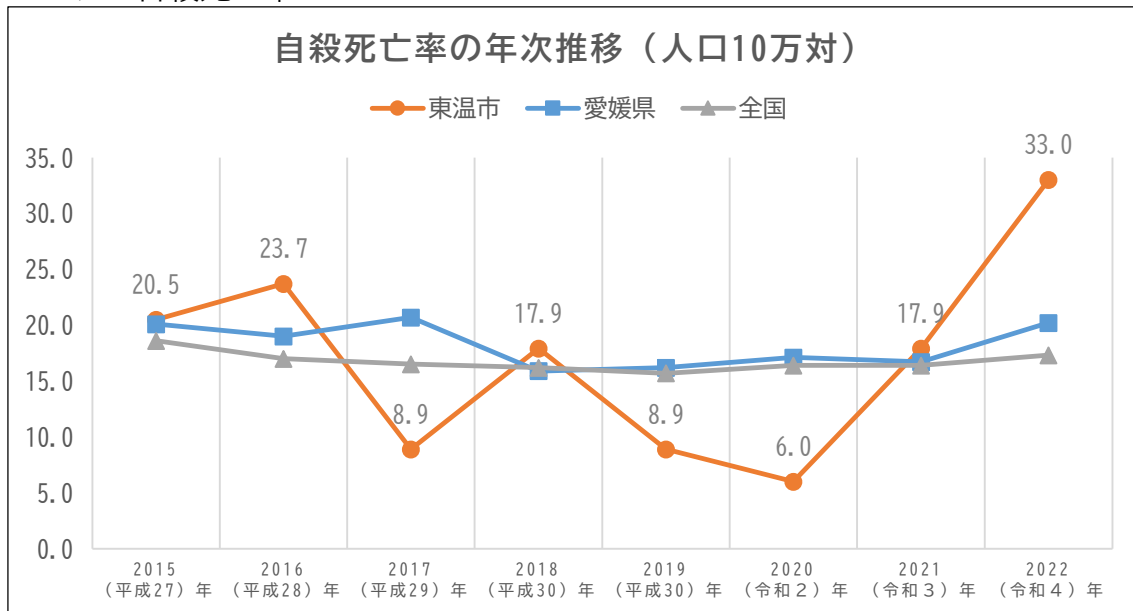
※2 自殺死亡率は、人口 10 万人当たりの自殺者数を表しています。
(自殺者数÷人口×100,000 人)。

第2章 東温市の自殺に関する状況と課題

1 自殺の状況

東温市における自殺の状況の分析については、厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」、いのち支える自殺対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用しています。地域自殺実態プロファイルでは、地域の自殺の実態や特徴が把握できるよう、5年間の合計の集計を用いています。

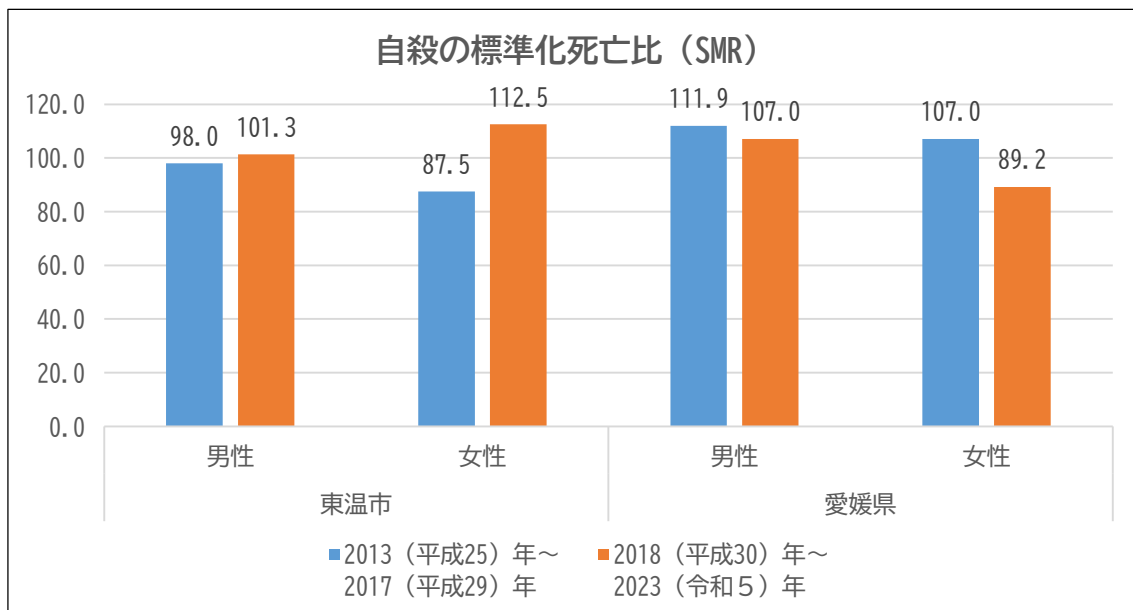
(1) 自殺死亡率等の推移 ア 自殺死亡率



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

国の自殺死亡率は、平成27年以降横ばいで推移しており、県はおおむね減少傾向です。東温市は年によりばらつきはありますが、令和2年まではおおむね減少傾向でした。令和4年は、国、県、市ともに増加しています。

イ 標準化死亡比（SMR）

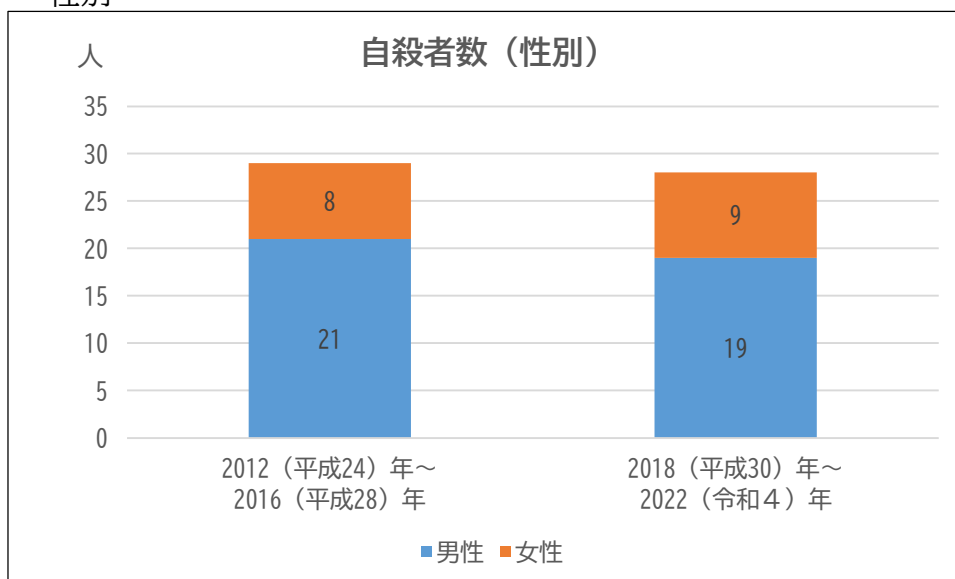


標準化死亡比（SMR）とは、標準的な年齢構成に合わせて、地域別の年齢階級別の死亡率を算出して比較する方法で、全国平均を100としており、100を超えると全国平均より高いと言えます。

東温市では、男女とも平成25年から平成29年と比較して、平成30年から令和5年の方が高く、100を上回っており、女性においては愛媛県と比べても高くなっています。

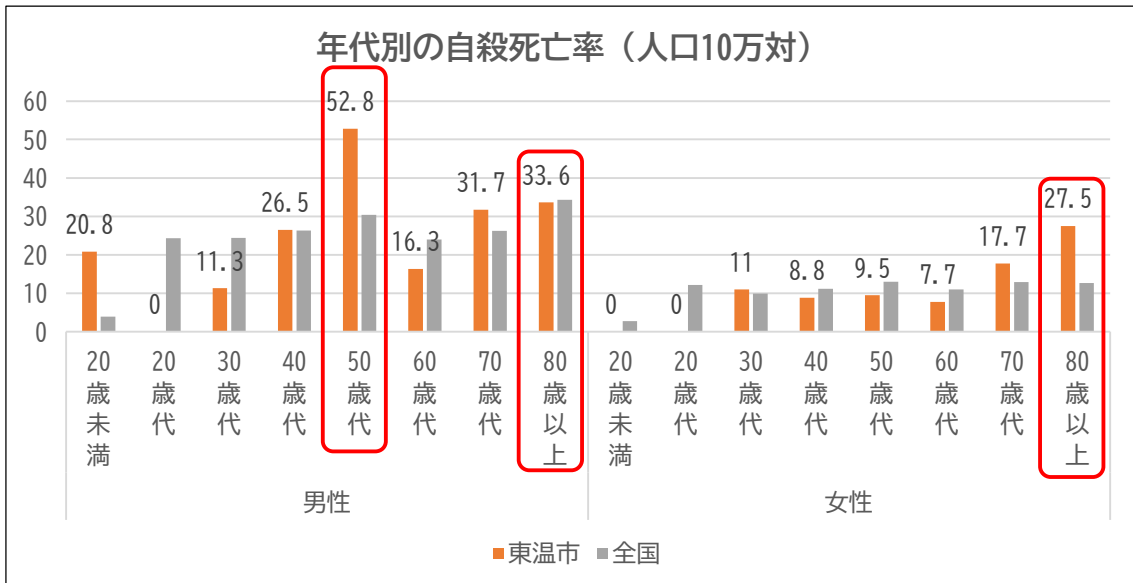
（2）自殺の特徴

ア 性別



平成 24 年から平成 28 年、平成 30 年から令和 4 年ともに、男性の方が多くなっています。女性の比率は平成 30 年から令和 4 年の方が高くなっています。

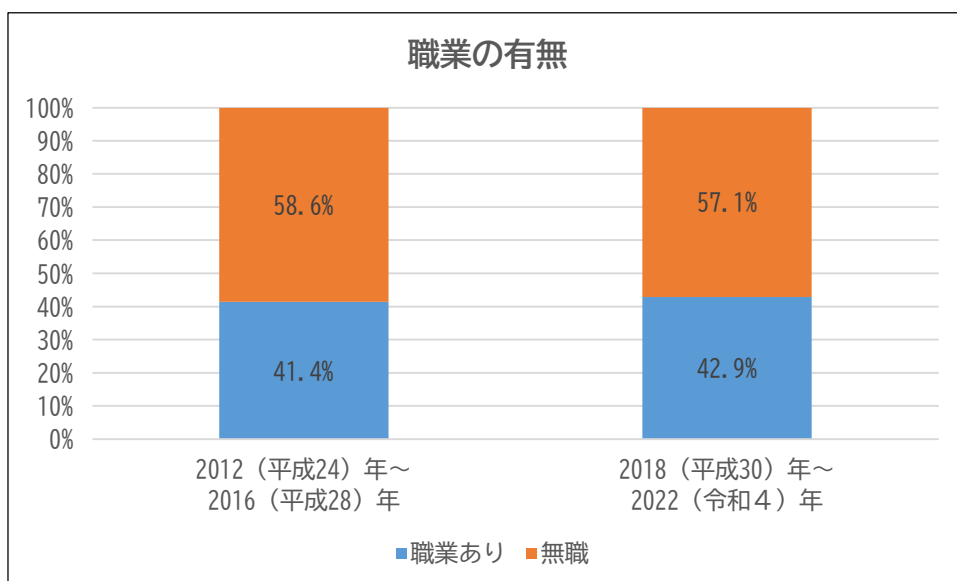
イ 年代別



いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

男性は50歳代と80歳以上の自殺死亡率が高い傾向です。女性は80歳以上が高くなっています。

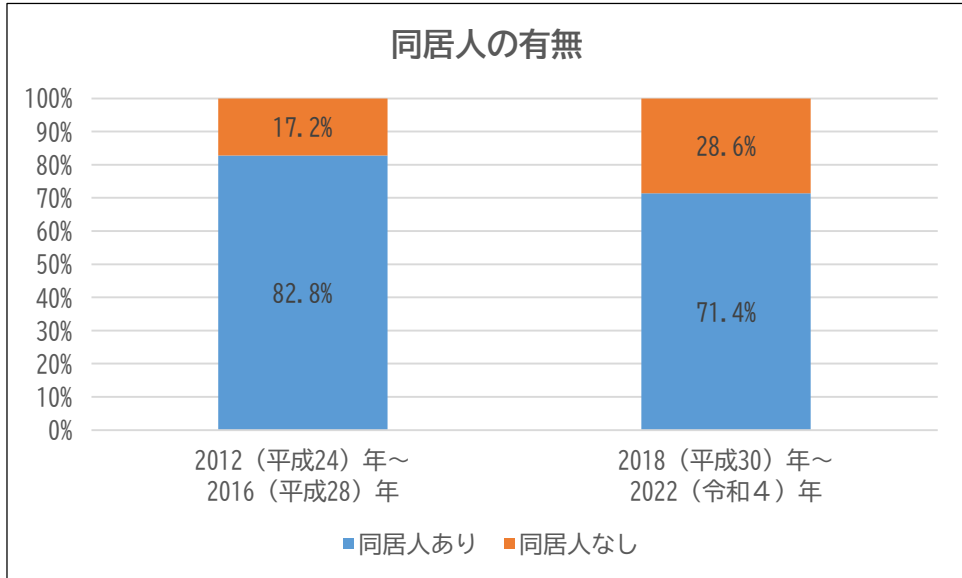
ウ 職業の有無



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

平成24年から平成28年、平成30年から令和4年ともに、職業がある人が約4割、無職の人が約6割となっています。

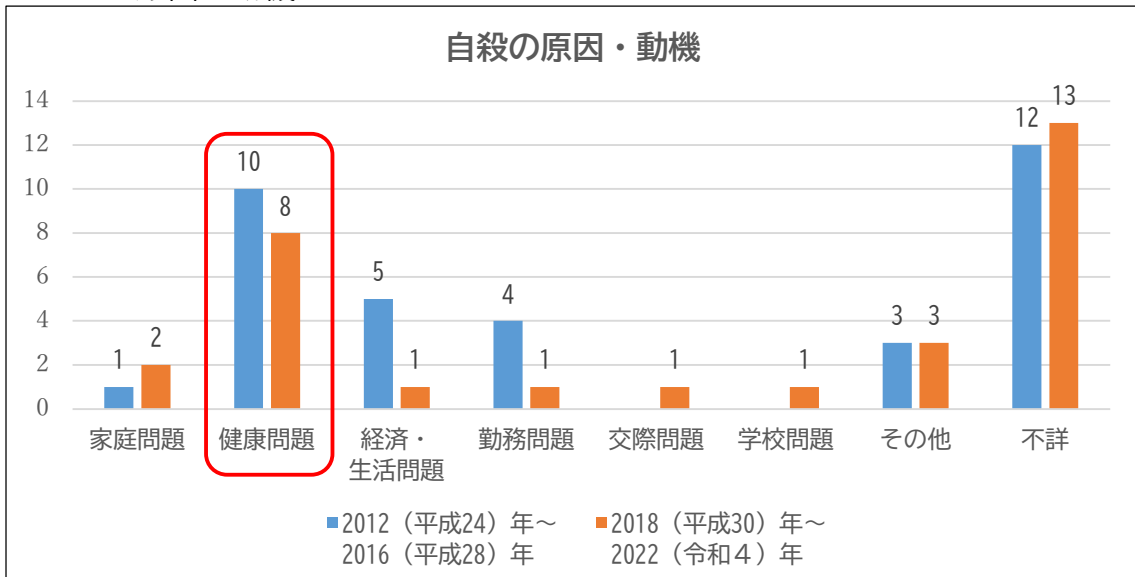
エ 同居人の有無



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

平成24年から平成28年、平成30年から令和4年ともに、同居人がいる人の割合が高くなっています。同居人なしの人の割合は、平成30年から令和4年の方が高くなっています。

オ 原因・動機

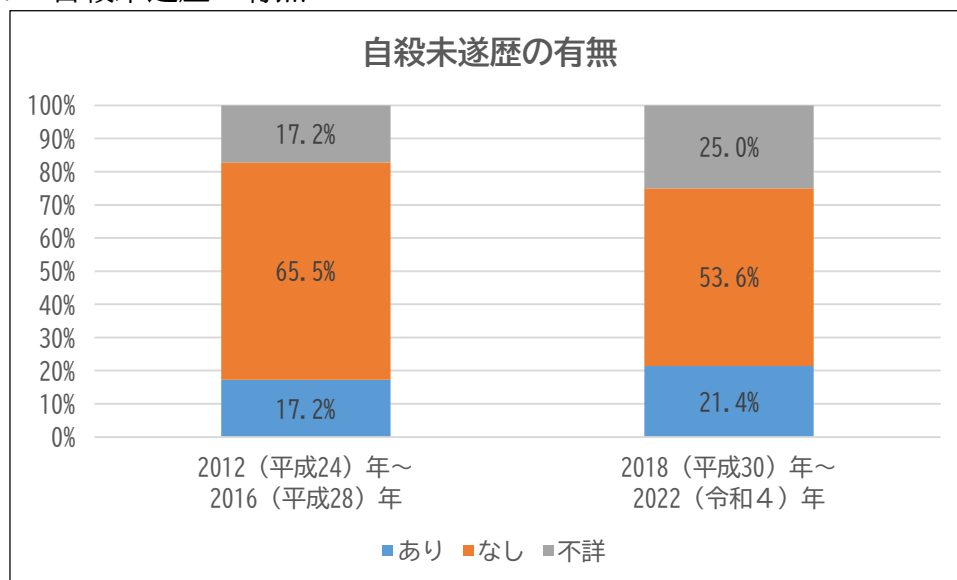


厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺の原因・動機に係る集計については、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を4つまで（令和3年までは3つまで）複数計上されています。

平成24年から平成28年、平成30年から令和4年ともに「健康問題」が最も多くなっています。

カ 自殺未遂歴の有無



いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）、（2023）」

自殺未遂歴がある人の割合は、平成24年から平成28年、平成30年から令和4年ともに約2割であり、平成30年から令和4年の方が高くなっています。

（3）自殺者の特性上位5区分

自殺者の特性 上位5区分※1	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率※2 人口10万対	背景にある 主な自殺の危機経路※3
1位 男性 40～59歳 有職同居	4	14.3%	25.1	配置転換→過労→職場の人間 関係の悩み+仕事の失敗→うつ 状態→自殺
2位 男性 60歳以上 無職独居	3	10.7%	136.5	失業（退職）+死別・離別→ うつ状態→将来生活への悲観 →自殺
3位 女性 60歳以上 無職同居	3	10.7%	14.7	身体疾患→病苦→うつ状態→ 自殺
4位 男性 40～59歳 無職同居	2	7.1%	141.1	失業→生活苦→借金+家族間 の不和→うつ状態→自殺
5位 男性 40～59歳 有職独居	2	7.1%	97.2	配置転換（昇進/降格含む）→ 過労+仕事の失敗→うつ状態 +アルコール依存→自殺

いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

- ※1 区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。
- ※2 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にのち支える自殺対策推進センターにおいて推計したものです。
- ※3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもので、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではありません。

自殺者の特性上位5区分においては、「男性40～59歳」「男性60歳以上」「女性60歳以上」が多くなっています。地域自殺実態プロフィール（2023）においては、重点的に取り組むべき対象群として、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」が示されています。

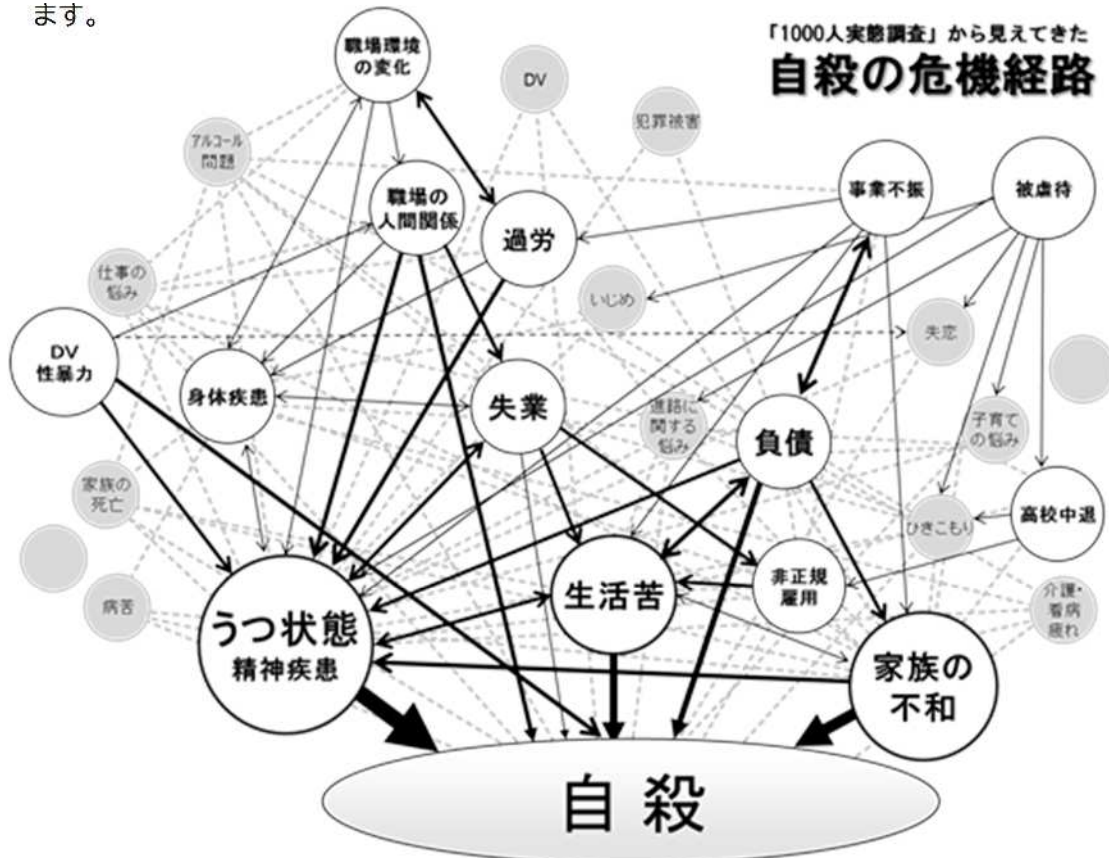
【自殺の危機経路】

NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った「自殺実態 1000人調査」により、自殺に至る危機経路が分かってきました。

円の大きさは、要因の発生頻度を表しており、円が大きいほどその要因を抱えていた頻度が高いことを示しています。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しており、矢印が太いほど、因果関係が強いことを示しています。

「うつ状態（精神疾患）」の円が最も大きく、自殺に向かう矢印も最も太くなっていますが、うつ状態に至るまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。

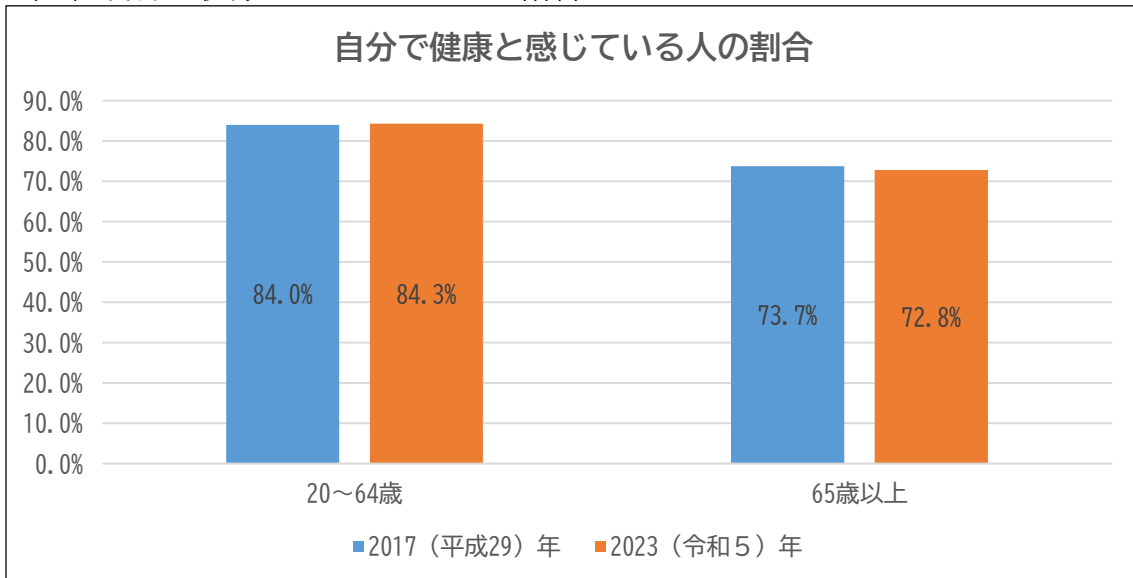
自殺に至るまでには、平均すると4つの要因が複合的に連鎖していることが分かっています。



2 こころの健康等に関する状況

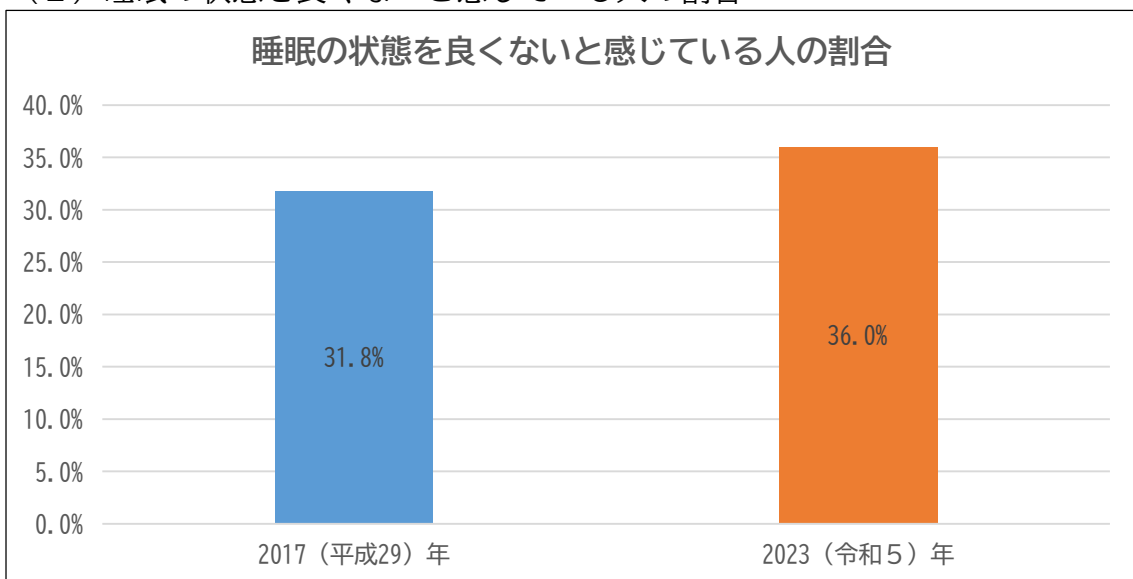
こころの健康に関する状況については、東温市健康増進計画（第2次）の評価及び第3次計画策定の資料とするため、平成29年及び令和5年に実施した「食育と健康づくりに関するアンケート」の結果から、こころの健康に関連する項目を抜粋しています。

（1）自分で健康と感じている人の割合



平成29年、令和5年ともに、20～64歳で約8割、65歳以上で約7割の人が、自分が健康と感じています。

（2）睡眠の状態を良くないと感じている人の割合

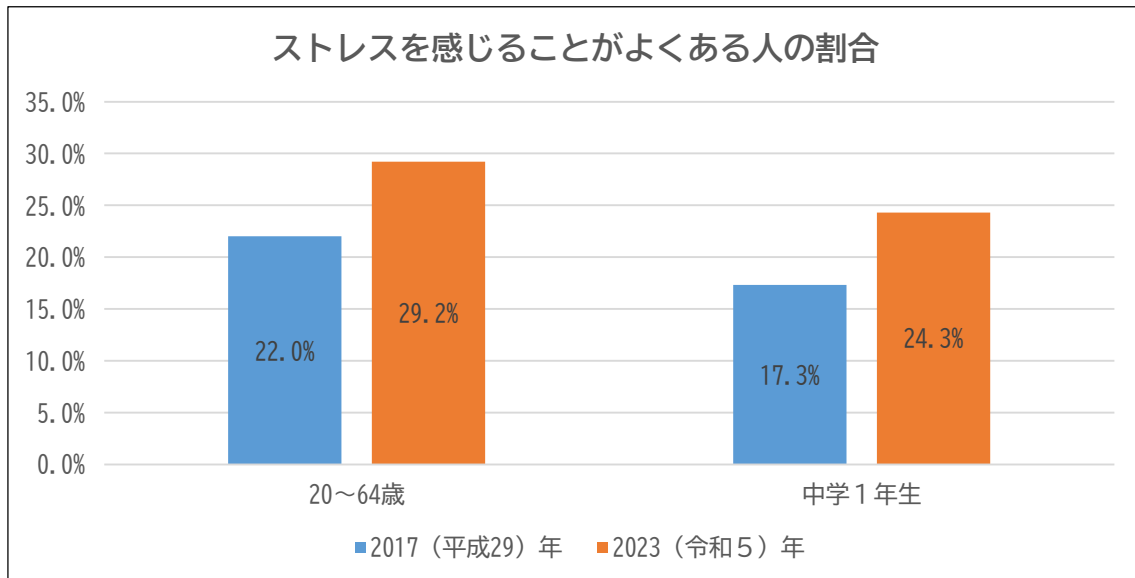


睡眠は休養の基本であり、良い睡眠は生活習慣病の悪化防止、こころの不調の予防に役立ちます。

睡眠の状態を良くないと感じている人の割合は、平成29年と令和5年を比較すると、4.2ポイント増加し、悪化しています。

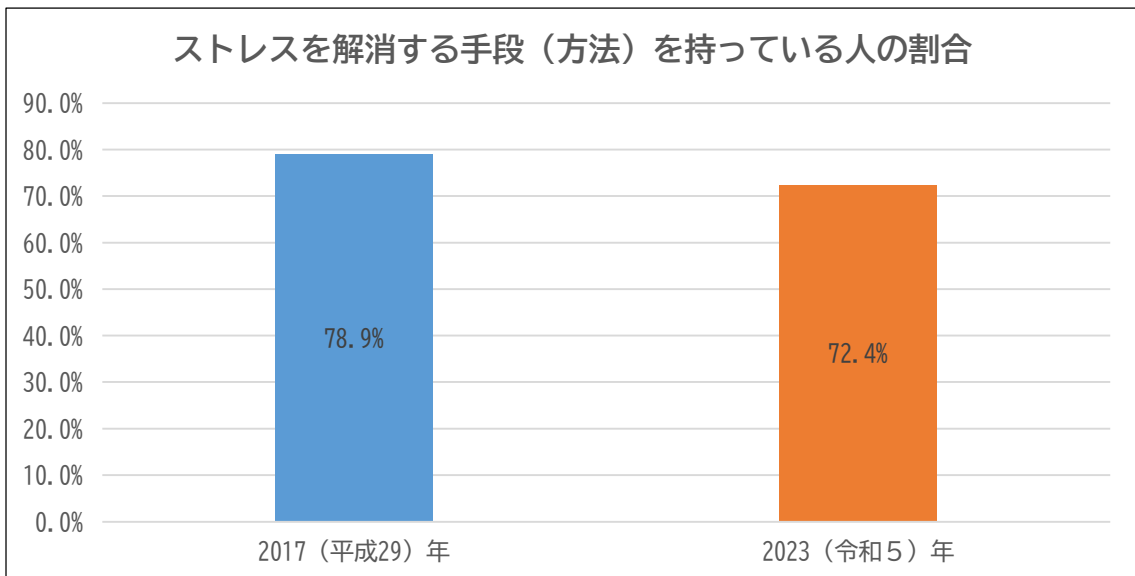
(3) ストレス・ストレス対処の状況

ア ストレスを感じる人がよくある人の割合



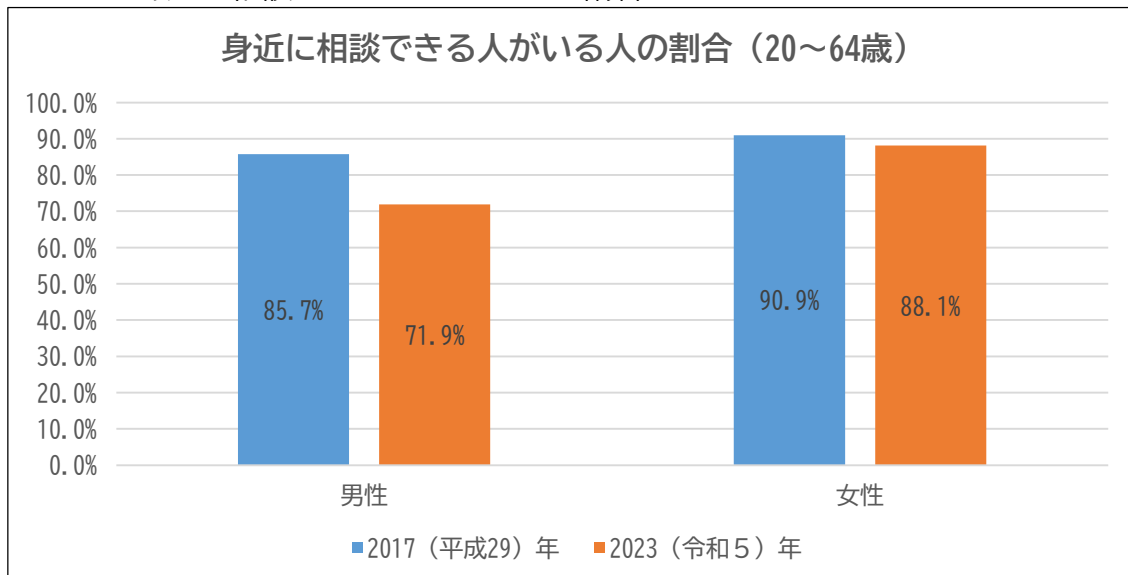
ストレスを感じる人がよくあると答えた人の割合は、20~64歳、中学1年生ともに平成29年より令和5年の方が増加しています。

イ ストレスを解消する手段（方法）を持っている人の割合

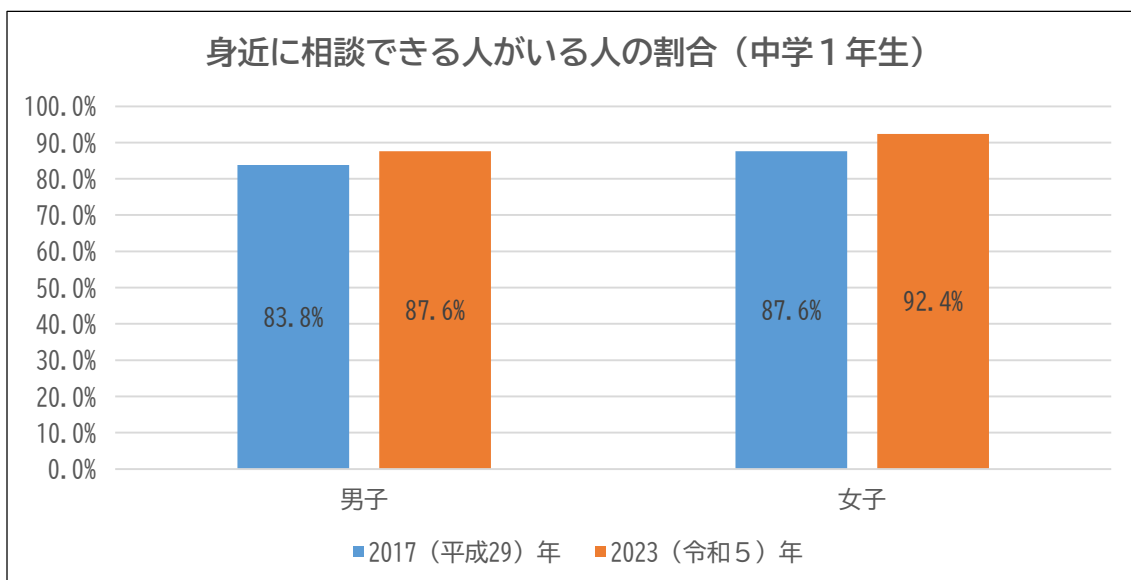


ストレスを解消する手段（方法）を持っている人の割合は、平成 29 年より令和 5 年の方が 6.5 ポイント減少しています。

ウ 身近に相談できる人がいる人の割合

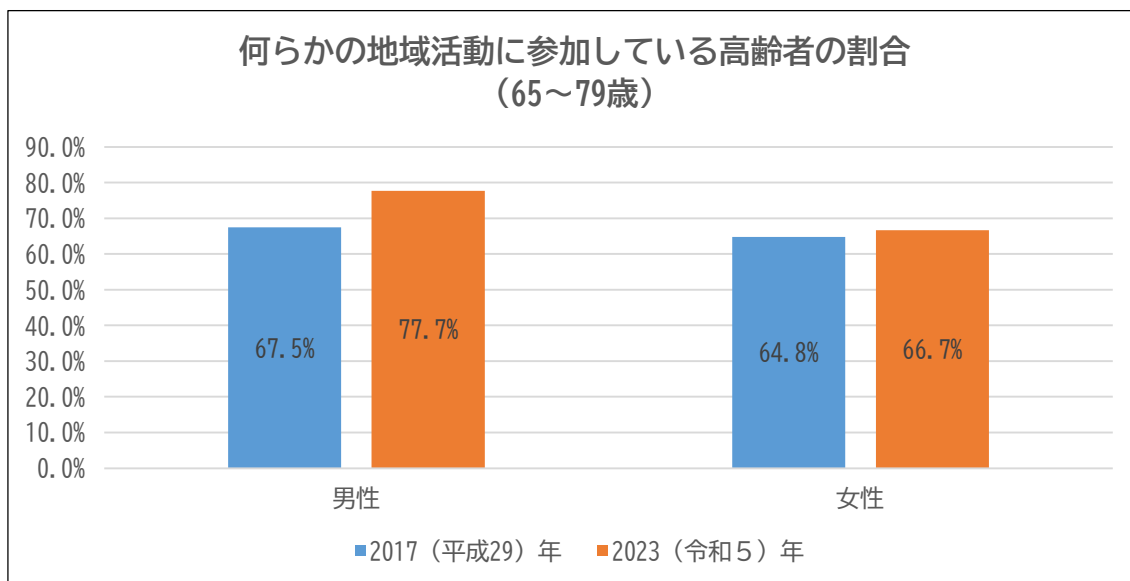


20～64 歳における身近に相談できる人がいる人の割合は、男性より女性の方が高く、約 9 割となっています。平成 29 年と令和 5 年を比較すると、男女とも減少しており、特に男性においては 13.8 ポイント減少しています。



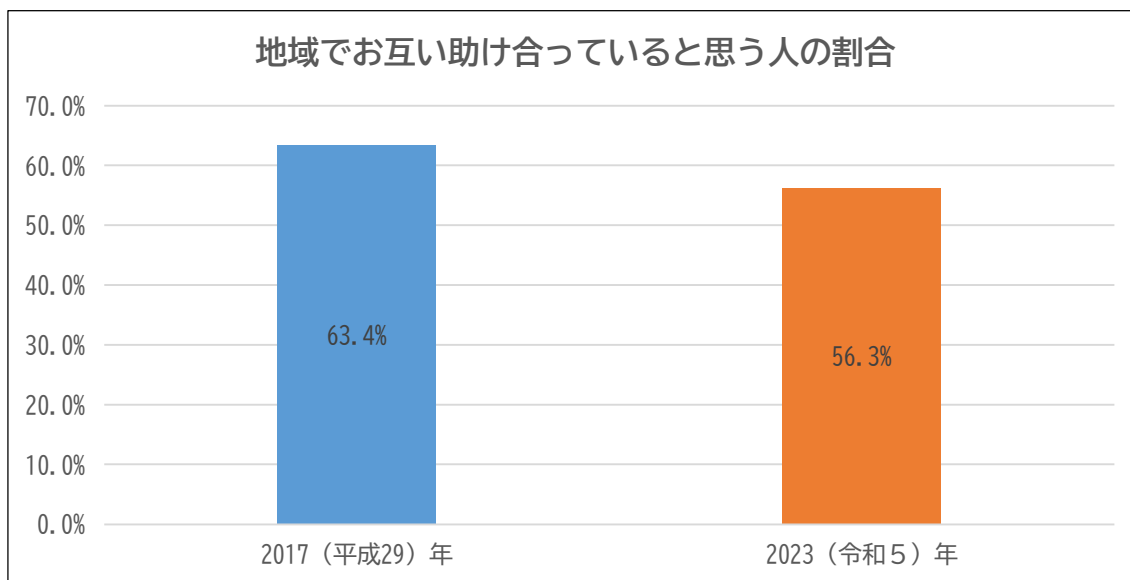
中学 1 年生における身近に相談できる人がいる人の割合は、男子より女子の方が高く、約 9 割となっています。平成 29 年と令和 5 年を比較すると、男女とも増加しています。

(4) 地域活動への参加の状況



何らかの地域活動に参加している高齢者の割合は、女性より男性の方が高く、平成29年と令和5年を比較すると、男女とも増加しています。特に男性は10.2ポイント増加しています。

(5) 地域でお互い助け合っていると思う人の割合



地域でお互い助け合っていると思う人の割合は、約6割で、平成29年と令和5年を比較すると、7.1ポイント減少しています。

第3章 第1次計画における自殺対策の取組状況と評価

1 成果指標に関する評価

評価指標	基準値 平成24年 ～平成28年	実績値 平成30年 ～令和4年	目標値 平成31年 ～令和5年	評価
自殺死亡率 (5年間平均)	17.0	16.7	14.5以下	未達成

いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)、(2023)」

第1次計画においては、平成24年から平成28年までの自殺死亡率の平均17.0を、平成31年から令和5年までの5年間で概ね15%減少の14.5以下とすることを目標としていました。

平成30年から令和4年の自殺死亡率の平均は16.7で、目標達成に至っていないことから、引き続き目標達成に向けて取組を推進していく必要があります。

2 取組状況に関する評価

第1次計画期間においては、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」で示されている、すべての地方公共団体において取り組むべき「基本施策」と、地域の実情等を勘案し、特に力を入れて取り組むべき「重点施策」を組み合わせ、取組を推進してきました。

基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

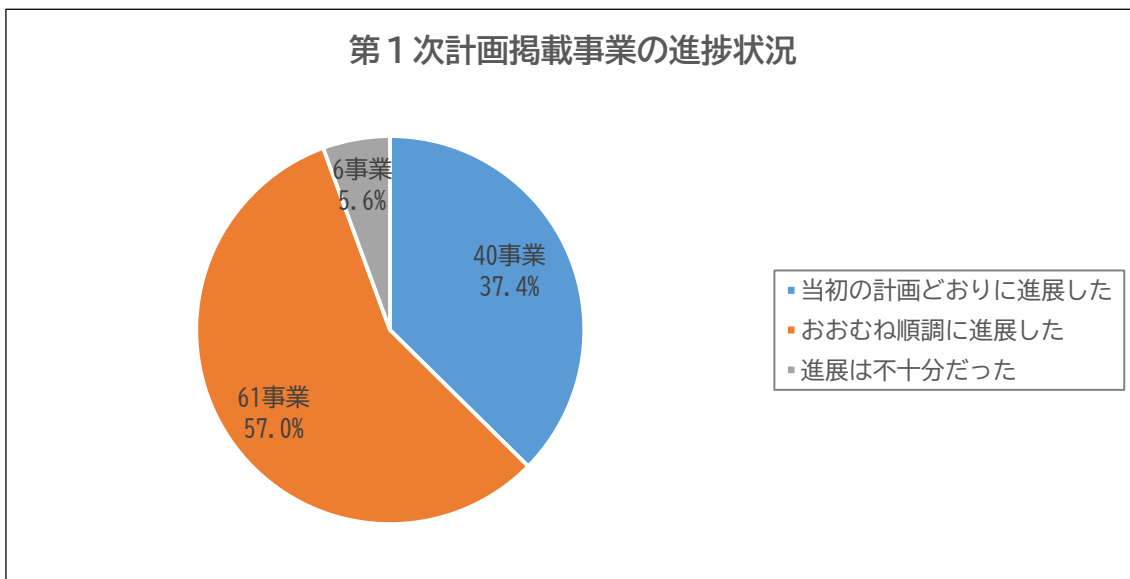
重点施策

- 1 勤務・経営に関わる自殺対策の推進
- 2 高齢者の自殺対策の推進
- 3 生活困窮者支援と自殺対策の推進

生きる支援関連施策

既存事業を自殺対策の観点から捉えた庁内の事業

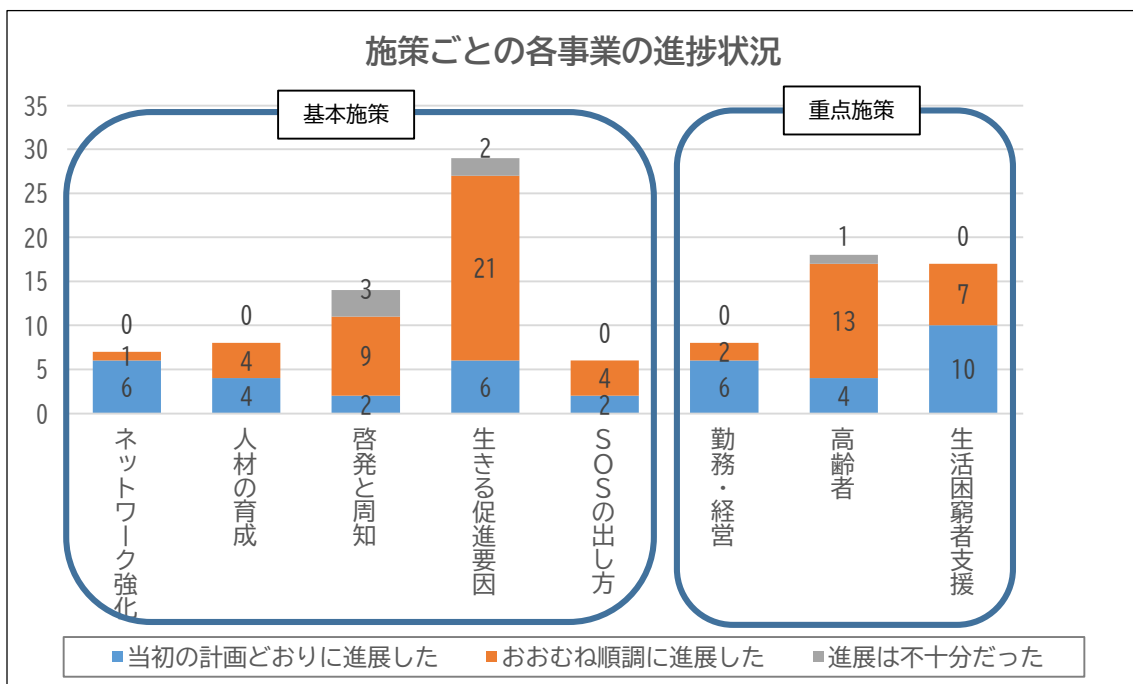
(1) 第1次計画掲載事業の進捗状況



第1次計画においては、自殺対策に関連する事業として、107事業掲載しています。(目的・内容が複数の施策にまたがる場合はそれぞれに掲載しているため重複あり。)それぞれの事業について、担当課による自己評価を行いました。

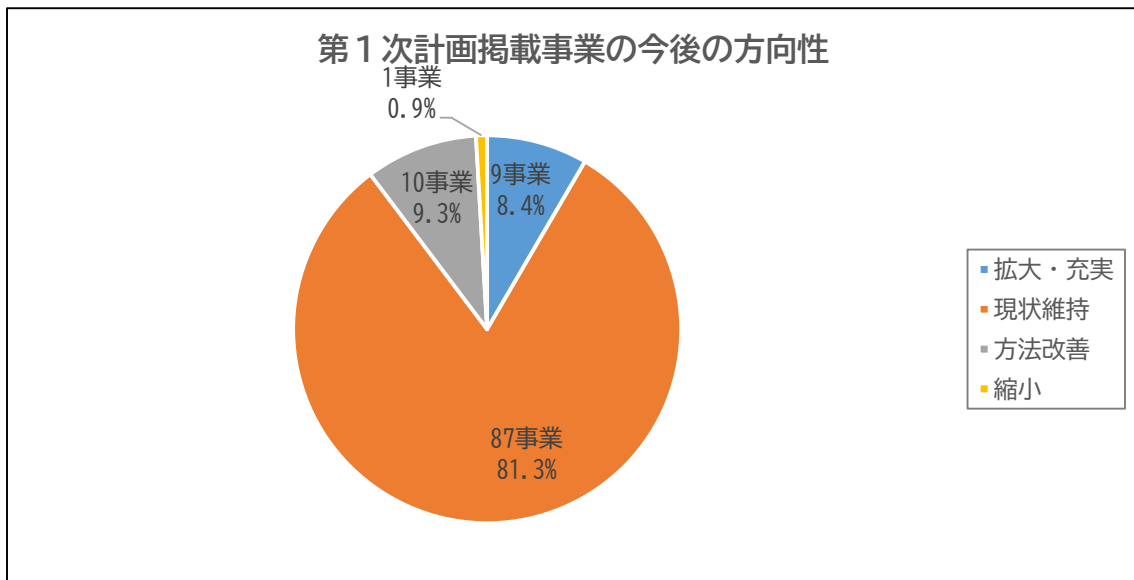
進捗状況について、「当初の計画どおりに進展した」が40事業 37.4%、「おおむね順調に進展した」が61事業 57.0%、合わせると94.4%でした。

(2) 施策ごとの各事業の進捗状況



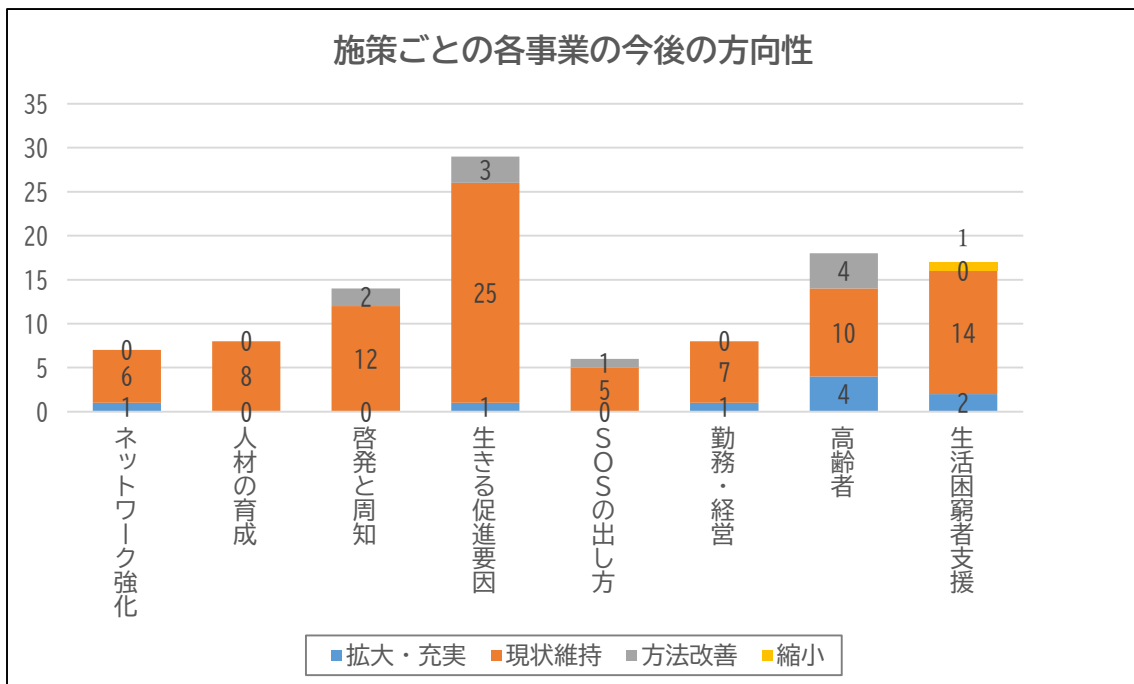
施策ごとの各事業の進捗状況を見ると、基本施策の啓発と周知に関する取組で「不十分」と評価された事業が3事業ありました。理由としては、コロナ禍により各種イベントの中止や規模縮小、また、携帯・パソコンサイトのアクセス状況が低調となっていたことが挙げられていました。

(3) 第1次計画掲載事業の今後の方向性



事業ごとの今後の方向性については、拡大・充実が9事業 8.4%、現状維持が87事業 81.3%、方法改善が10事業 9.3%、縮小が1事業 0.9%でした。

(4) 施策ごとの各事業の今後の方向性



施策ごとの各事業の今後の方向性については、重点施策の高齢者に関する取組において、方法改善が4事業となっていました。生活困窮者支援に関する取組のうち、1事業（ひとり親家庭の学習支援）については、諸事情により規模縮小となりますが、必要な支援体制が確保できるよう工夫して継続する予定です。

3 施策ごとの目標の達成状況

ここでは施策ごとに評価指標が設定されている項目についての評価を掲載します。

(1) 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

評価指標	基準値 平成30年度	実績値 平成31年度 ～令和5年度	目標値	評価
地域自立支援協議会開催回数 (社会福祉課)	—	年1回以上	年1回以上	当初の計画どおりに進展した
老成人保健推進部会開催回数 (健康推進課)	年1回	年1回以上	年1回	当初の計画どおりに進展した
健康づくり推進協議会開催回数 (健康推進課)	年1回	年1回以上	年1回	当初の計画どおりに進展した
自殺対策庁内連絡会開催回数 (健康推進課)	年1回	各年1回	年1回	当初の計画どおりに進展した

【自殺対策庁内連絡会】



【参加部署】

- ・総務課
- ・税務課
- ・社会福祉課
- ・長寿介護課
- ・健康推進課
- ・市民課
- ・地域活力創出課
- ・都市整備課
- ・上下水道課
- ・学校教育課
- ・保育幼稚園課
- ・生涯学習課
- ・警防課
- ・社会福祉協議会

ネットワークの強化のための会議については、自立支援協議会、健康づくり推進協議会、その作業部会である老成人保健推進部会があり、精神保健や自殺対策についても検討してきました。

自殺対策庁内連絡会も年1回実施しており、それぞれの部署での活動が、広い意味での自殺対策に含まれることを再認識し、自殺対策を身近に、我が事として考える機会となっています。

(2) 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

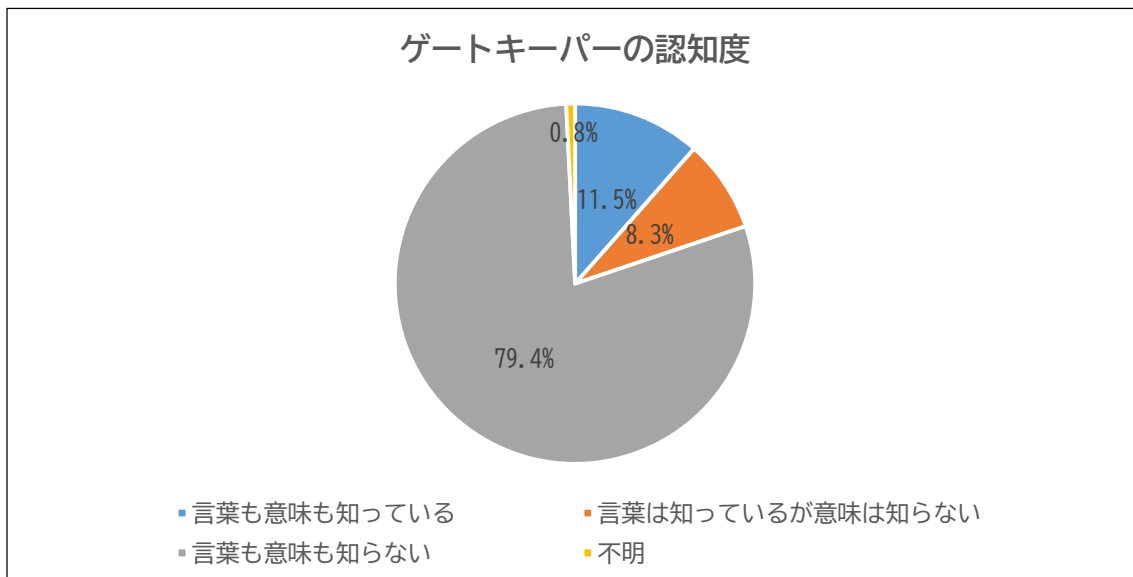
評価指標	基準値 平成30年度	実績値 平成31年度 ～令和5年度	目標値	評価
市職員対象の研修会 開催回数 (総務課)	—	年1回	年1回以上	当初の計画どおりに 進展した
ゲートキーパー養成 講座で「自殺対策の理 解が深まった」と回答 した人の割合 (健康推進課)	—	平均 93.2%	80%以上	当初の計画どおりに 進展した

【ゲートキーパー養成講座】



専門性の有無に関わらず、それぞれの立場で、できることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながることから、市の職員、市内の企業、介護・福祉関係者、ボランティア、一般市民等、それぞれの対象ごとに内容を工夫し、ゲートキーパー養成講座を年3～5回実施しています。受講者アンケートにおいて「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合は平成31年度から令和5年度の平均で93.2%となっており、目標値を上回っています。

市の職員対象の講座は、令和6年度は総務課と健康推進課が連携し、職員研修の一環として実施し、36人が受講しました。人間関係を円滑にするコミュニケーションの基本や、気づき、声かけ、傾聴について、演習も交えた内容で行い、受講者からは、「自分や身近な人の些細な変化に気づけるようになりたい。」「あいさつや業務の確認など、普段のコミュニケーションを大事にしたい。」といった感想が寄せられました。



東温市「食育と健康づくりに関するアンケート 2023（令和5）年」

ゲートキーパー養成事業は、継続的に実施してきたものの、認知度は未だ低く、「言葉も意味も知っている」と回答した人は11.5%にとどまっており、さらなる周知が必要です。

（3）基本施策3 市民への啓発と周知

評価指標	基準値 平成30年度	実績値 平成31年度 ～令和5年度	目標値	評価
図書館でのこころの健康に関する展示回数 (生涯学習課)	—	年1回	年2回	おおむね順調に進展した
自殺対策に関する広報活動回数 (健康推進課)	年2回	年2回	年2回	当初の計画どおりに進展した
こころの健康講座で「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合 (健康推進課)	—	平均75.5%	80%以上	当初の計画どおりに進展した
携帯及びパソコンサイトのアクセス数 (健康推進課)	1,298件	平均799件	1,400件以上	進展は不十分だった

【図書館でのこころの健康に関する展示】



市立図書館では、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、年1～2回、こころの健康に関する展示や書籍の紹介コーナーを設けており、こころの健康に関する周知・啓発の機会となっています。

【こころの健康講座】



自殺の背景となり得るこころの不調やその対応、こころの健康を保つためのセルフケアについて正しい知識の普及を図るため、年1～2回こころの健康講座を開催しています。令和6年度はストレスのとらえ方やストレス反応、具体的な対処方法についての内容で実施し、45人が参加しました。

セルフケアに関する内容が主の講座では、自殺対策について詳しく触れなかった回もあり、自殺対策の理解度にばらつきが生じましたが、こころの健康についての理解度は平均 90%で、順調な進展がみられました。

【携帯・パソコンサイト】



気軽にこころの健康状態を確認し、こころの健康に関する正しい知識の普及を図るため、携帯・パソコンサイトを運営しています。アクセス数が減少傾向にあるため、気軽にこころの健康チェックができる機会として維持しつつ、情報発信については市公式 SNS など他の媒体の活用も検討していく必要があります。

(4) 基本施策 4 生きることへの促進要因への支援

評価指標	基準値 平成 29 年度	実績値 平成 31 年度 ～令和 5 年度	目標値	評価
図書館利用者数 (生涯学習課)	121,609 人	平均 89,018 人	130,000 人	おおむね順調に進展した
児童館利用者数 (保育幼稚園課)	76,525 人	平均 42,427 人	80,000 人	おおむね順調に進展した
一般介護予防事業 高齢者の自主運動 グループの数 (長寿介護課)	—	令和 5 年度末時点 20 グループ	6 グループ	おおむね順調に進展した

図書館や児童館などは、生涯学習や子育て支援といった本来の役割と合わせて、地域での居場所、活動の場所としての役割も担っています。令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、施設の使用制限もあり、利用者数が減少しましたが、制限解除後は徐々に以前の水準に戻ってきています。

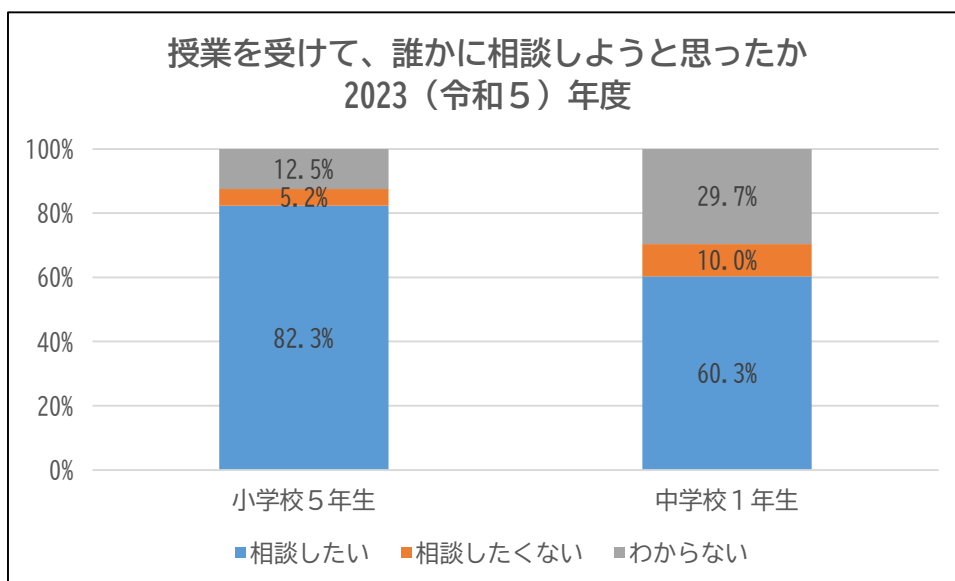
(5) 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

評価指標	基準値 平成30年度	実績値 平成31年度 ～令和5年度	目標値	評価
SOSの出し方に関する教育開催回数 (健康推進課)	—	令和3年度 ～令和5年度 各年9回	年9回以上 (すべての小中学校で各1回以上)	当初の計画どおりに進展した
いじめSTOP 子ども会議開催回数 (学校教育会)	年1回	各年1回	年1回	おおむね順調に進展した

【SOSの出し方に関する教育】



SOSの出し方に関する教育は、児童や生徒が不安やなやみ、ストレスへの対処方法について理解できること、信頼できる大人にSOSを出すことができるようにすることを目的に、令和3年度から東温市内全小中学校において、各校年1回以上実施しています。外部講師の活用も可能としており、健康推進課において日程や内容の調整をしています。また、授業にも参加し、地域での相談先を身近に感じられるよう、相談窓口の周知を行っています。



授業後アンケートの結果を見ると、授業を受けて誰かに相談しようと思ったかという問いに対して、「相談したくない」または「わからない」と回答した割合は、小学校5年生では17.7%、中学校1年生では39.7%となっており、改善の余地があります。担当者会での協議や研修等を行い、内容を工夫しながら推進していく必要があります。

（6）重点施策1 勤務・経営に関わる自殺対策の推進

評価指標	基準値 平成29年度	実績値 平成31年度 ～令和5年度	目標値	評価
職員健康管理事業 特定保健指導実施率 (総務課)	—	平均98.7%	100%	当初の計画どおりに進展した
職員ストレスチェック 高ストレス者に対する 医師面接実施率 (総務課)	0%	平均2.7%	20%	おおむね順調に進展した

特定保健指導については、総務課から対象者に利用勧奨を行うことで、令和2年度以降は目標値である100%を維持できています。

ストレスチェックについてはほぼ100%実施できていますが、高ストレス者に対する医師面接は、実施率が少しずつ伸びているものの、目標値には達していないため、引き続き勧奨していく必要があります。

(7) 重点施策2 高齢者の自殺対策の推進

評価指標	基準値 平成29年度	実績値 平成31年度 ～令和5年度	目標値	評価
地域ケア会議 (地域包括ケア推進 会議)開催回数 (長寿介護課)	—	各年2回	年1回	おおむね順調に 進展した
見守りネットワーク 事業登録事業所数 (長寿介護課)	10事業所	令和5年度末時点 12事業所	12事業所	当初の計画どお りに進展した
認知症サポーター養 成講座実施回数 (長寿介護課)	18回	平均9回	18回	おおむね順調に 進展した
認知症の人の家族の 集い実施回数 (長寿介護課)	6回	平均9回	6回	おおむね順調に 進展した
家族介護教室実施 回数 (長寿介護課)	6回	平均5回	6回	当初の計画どお りに進展した
認知症カフェ (長寿介護課)	—	平均7回	12回	当初の計画どお りに進展した
一般介護予防事業 (長寿介護課)	—	20グループ	6グループ	おおむね順調に 進展した

【認知症カフェ】



高齢者の自殺対策については、さまざまな関係機関や団体と連携し、孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、状態に応じた適切なサービス利用、社会参加の促進といった取組を実施しています。

認知症カフェは、「東温交流カフェきらきら」という名称で、認知症のある人もない人も、どの世代の人も気軽に参加・交流できる場として、おおむね月1回開催しています。認知症サポーターキャラバンのマスコット「ロバ隊長」のマスコットづくりやモルックなどの活動を通して、自然な交流・つながりの中で、認知症についての啓発や高齢者の参加・活躍を推進しており、参加者は年々増加し、令和5年度は561人の参加がありました。今後も引き続き推進していく必要があります。

(8) 重点施策3 生活困窮者支援と自殺対策の推進

評価指標	基準値 平成30年度	実績値 平成31年度 ～令和5年度	目標値	評価
ひとり親家庭学習支援事業利用人数 (社会福祉課)	20人	平均15人	40人	当初の計画どおりに進展した
生活困窮者自立支援事業相談件数 (社会福祉課)	80件	平均225件	100件	おおむね順調に進展した

ひとり親家庭学習支援事業については、東温市母子寡婦福祉会、学生等のボランティアの協力により、当初の計画どおりに実施できています。同じ境遇の子どもたちや、普段あまり関わることのないボランティア等との交流の場にもなっています。東温市母子寡婦福祉会の解散や利用者数の減少などの課題はありますが、引き続きボランティアの協力を得て実施体制を確保する必要があります。

生活困窮者自立支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金の特例貸付に関する相談件数の増加や、物価高騰による生活困窮の相談などの増加がみられ、相談・就労支援員が相談者ごとに作成するプランに基づき、適切な支援を行ってきました。今後も生活困窮者の相談窓口として維持する必要があります。

第4章 第2次計画の方針と施策

1 第2次計画の方針

第2章 東温市の自殺に関する状況と課題、第3章 第1次計画における自殺対策の取組状況と評価の内容を踏まえ、第2次計画の方針を整理しました。

- ・ 自殺死亡率は第1次計画の目標値 14.5 を上回っており、達成には至っていない。
- ・ 自殺の標準化死亡比（SMR）は 100 を上回っており、女性においては愛媛県と比べても高い。
- ・ 第1次計画に掲載している 107 事業の進捗状況については、「当初の計画どおりに進展した」が 40 事業 37.4%、「おおむね順調に進展した」が 61 事業 57.0%、合わせると 94.4%。
- ・ 事業ごとの今後の方向性については、拡大・充実が 9 事業 8.4%、現状維持が 87 事業 81.3%、方法改善が 10 事業 9.3%、縮小が 1 事業 0.9%。

引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない東温市」の実現を目指して、取組を継続します。

- ・ 自殺の原因・動機は「健康問題」が最も多い。
- ・ 睡眠の状態を良くないと感じている人の割合は、平成 29 年と令和 5 年を比較すると、4.2 ポイント増加し、悪化している。
- ・ ストレスを感じる事がよくあると答えた人の割合は、20～64 歳、中学 1 年生ともに平成 29 年より令和 5 年の方が増加している。
- ・ 20～64 歳における身近に相談できる人がいる人の割合は、男性より女性の方が高く、約 9 割。平成 29 年と令和 5 年を比較すると、男女とも減少しており、特に男性においては 13.8 ポイント減少している。
- ・ 中学 1 年生における身近に相談できる人がいる人の割合は、男子より女子の方が高く、約 9 割。平成 29 年と令和 5 年を比較すると、男女とも増加している。
- ・ 何らかの地域活動に参加している高齢者の割合は、女性より男性の方が高く、平成 29 年と令和 5 年を比較すると、男女とも増加している。特に男性は 10.2 ポイント増加。
- ・ 地域でお互い助け合っていると思う人の割合は、約 6 割で、平成 29 年と令和 5 年を比較すると、7.1 ポイント減少している。
- ・ ゲートキーパー養成講座は、受講者の理解度は良いものの、認知度は未だ低く、「言葉も意味も知っている」と回答した人は 11.5%にとどまっている。
- ・ 携帯・パソコンサイトのアクセス数が減少傾向。
- ・ SOS の出し方に関する教育の授業後アンケートの結果を見ると、授業を受けて誰かに相談しようと思ったかという問いに対して、「相談したくない」または「わからない」と回答した割合は、小学校 5 年生では 17.7%、中学校 1 年生では 39.7%となっており、改善の余地がある。



すべての地方公共団体において取り組むべき「基本施策」を推進します。関連する多様な取組（生きることを支える取組）を含め、より包括的、全庁的に取組を推進します。

- ・ 男性は50歳代と80歳以上の自殺死亡率が高い。女性は80歳以上が高い。
- ・ 自殺者の特性上位5区分においては、「男性40～59歳」「男性60歳以上」「女性60歳以上」が多い。
- ・ 生活困窮者自立支援事業における相談件数はコロナ禍に急増している。



地域自殺実態プロファイル（2023）において、重点的に取り組むべき対象群として示されている「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」に対して、重点的に取組を推進します。

2 施策体系

「令和5年度版地域自殺対策政策パッケージ」において、全国的に取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、東温市の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイル（2023）により示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進します。

「令和5年度版地域自殺対策政策パッケージ」においては、新たに「自殺未遂者等への支援の充実」「自死遺族等への支援の充実」が盛り込まれました。

また、庁内の多様な既存事業をそれぞれの施策の関連施策として整理し、より包括的、全庁的に自殺対策を推進します。

基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 自殺未遂者等への支援の充実
- 5 自死遺族等への支援の充実
- 6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

- 1 勤務・経営に関わる自殺対策の推進
- 2 高齢者の自殺対策の推進
- 3 生活困窮者支援と自殺対策の推進

関連施策

既存事業を自殺対策の観点から捉えた庁内の事業

【各施策と対応する事業・担当部署】

基本施策（１）地域におけるネットワークの強化		
ア	庁内における連携体制の構築・強化	
	1 自殺対策庁内連絡会	健康推進課
イ	庁外関係機関等との連携体制の構築・強化	
	2 地域自立支援協議会	社会福祉課
	3 健康づくり推進協議会	健康推進課
	4 介護保険推進委員会	長寿介護課
	5 子ども・子育て会議	保育幼稚園課
	6 要保護児童対策地域協議会	保育幼稚園課
	7 青少年問題等協議会	学校教育課
ウ	個別専門分野との連携強化	
エ	事業の実施を通じた連携の推進・強化	
	8 個別事例に対する連携した対応	健康推進課
	9 SOSの出し方に関する教育担当者会	健康推進課
オ	連携体制の構築・強化のためのツールの開発と活用	
	10 相談窓口リーフレットの作成・配布	健康推進課
カ	関連施策	
	11 青少年健全育成事業	学校教育課
	12 障がい者等相談支援事業	社会福祉課
	13 生活保護事業	社会福祉課
	14 生活困窮者自立相談支援等事業	社会福祉課
	15 民生児童委員協議会支援事業	社会福祉課
	16 こども家庭センター事業	保育幼稚園課
	17 子育て世帯訪問支援事業	保育幼稚園課
	18 子育て短期支援事業	保育幼稚園課
	19 総合相談支援事業	長寿介護課
	20 地域包括支援センター活動支援事業	長寿介護課
	21 消費生活相談事業	総務課
	22 心配ごと相談	社会福祉協議会
	23 無料法律相談	社会福祉協議会
基本施策（２）自殺対策を支える人材の育成		
ア	行政職員を対象とする研修	
	24 職員向けゲートキーパー養成講座	健康推進課
イ	対人支援に関わる関係者を対象とする研修	
	25 介護・福祉関係者向けゲートキーパー養成講座	健康推進課
ウ	教職員やスクールカウンセラー等を対象とする研修	
	26 SOSの受け止め方に関する研修	健康推進課
エ	さまざまな職種を対象とする研修	
	27 企業向けゲートキーパー養成講座	健康推進課
オ	市民を対象とする研修	
	28 市民向けゲートキーパー養成講座	健康推進課
基本施策（３）市民への啓発と周知		
ア	リーフレットや啓発グッズ・ツール等の作成と活用	
	29 図書館でのこころの健康に関する展示等	生涯学習課
	30 自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた広報活動	健康推進課
	10 【再掲】相談窓口リーフレットの作成・配布	健康推進課

基本施策（３）市民への啓発と周知		
イ	講演会等の開催	
	31 ころの健康講座	健康推進課
ウ	ICTを活用した啓発活動	
	32 自殺対策に関する携帯及びパソコンサイトの運営	健康推進課
エ	チェックリスト等を活用した啓発	
	33 K6質問票の活用	健康推進課
	34 高齢者の質問票の活用	健康推進課
オ	関連施策	
	35 健康診査・がん検診事業	健康推進課
	36 健康教育事業	健康推進課
	37 重複・多剤服薬適正化事業	健康推進課
基本施策（４）自殺未遂者等への支援の充実		
ア	医療と地域の連携体制の構築・強化	
イ	消防等による積極的な情報提供	
	38 救急現場における自殺未遂者及び自死遺族に対する支援事業	消防本部警防課
ウ	自殺未遂者支援に関するツールの作成と活用	
	39 自損行為による救急患者に対する支援内容に関する情報提供	健康推進課
エ	自殺念慮を抱えた人等を対象とする相談事業	
	40 ころの健康相談	健康推進課
基本施策（５）自死遺族等への支援の充実		
基本施策（６）児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施		
ア	SOSの出し方に関する教育の実施	
	41 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	健康推進課
イ	児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化	
	9 【再掲】SOSの出し方に関する教育担当者会	健康推進課
ウ	児童生徒から発せられたSOSを適切に受け止めるための研修の実施	
	26 【再掲】SOSの受け止め方に関する研修	健康推進課
エ	関連施策	
	11 【再掲】青少年健全育成事業	学校教育課
	42 スクールソーシャルワーカー設置事業	学校教育課
	43 スクールカウンセラー等活用事業	学校教育課
	44 適応指導教室運営事業	学校教育課
	45 ハートなんでも相談員設置事業	学校教育課
	46 いじめ防止対策事業	学校教育課
重点施策（１）勤務・経営に関わる自殺対策の推進		
ア	職場におけるメンタルヘルス対策の推進	
	47 職員ストレスチェック事業	総務課
	48 職員ころの健康相談事業	総務課
イ	関連施策	
	49 男女共同参画事業	総務課
	50 中小企業振興資金事業	地域活力創出課
	51 経営指導員相談事業	地域活力創出課

重点施策（２）高齢者の自殺対策の推進		
ア	包括的な支援のための連携の推進	
	52 地域ケア会議推進事業	長寿介護課
イ	高齢者の健康不安に対する支援	
	19 【再掲】総合相談支援事業	長寿介護課
	20 【再掲】地域包括支援センター活動支援事業	長寿介護課
	53 認知症初期集中支援事業	長寿介護課
	54 認知症地域支援・ケア向上事業	長寿介護課
	55 高齢者医療・介護・福祉ガイドブックの作成及び普及	長寿介護課
	40 【再掲】こころの健康相談	健康推進課
	56 保健師・栄養士等による訪問指導等	健康推進課
	33 【再掲】K6質問票の活用	健康推進課
	34 【再掲】高齢者の質問票の活用	健康推進課
ウ	高齢者支援に関わる専門職等への研修や情報提供	
	25 【再掲】介護・福祉関係者向けゲートキーパー養成講座	健康推進課
エ	高齢者の社会参加の支援と孤独・孤立の予防	
	57 一般介護予防事業	長寿介護課
	58 老人クラブ活動支援	長寿介護課
	59 認知症サポーター養成講座事業	長寿介護課
	60 見守りネットワーク	長寿介護課
	61 緊急通報体制整備事業	長寿介護課
	62 ふれあいいきいきサロンの推進・支援	社会福祉協議会
	63 健康状態不明者の実態把握	健康推進課
オ	関連施策	
	35 【再掲】健康診査・がん検診事業	健康推進課
	36 【再掲】健康教育事業	健康推進課
	37 【再掲】重複・多剤服薬適正化事業	健康推進課
	15 【再掲】民生児童委員協議会支援事業	社会福祉課
	64 高齢者世帯交通安全指導事業	危機管理課
重点施策（３）生活困窮者支援と自殺対策の推進		
ア	複合的な課題を抱える相談者への相談機会の提供	
	13 【再掲】生活保護事業	社会福祉課
	14 【再掲】生活困窮者自立相談支援等事業	社会福祉課
イ	生活困窮者等支援に関わる支援者への研修	
	24 【再掲】職員向けゲートキーパー養成講座	健康推進課
ウ	関連施策	
	21 【再掲】消費生活相談事業	総務課
	65 納税相談	税務課
	66 年金受付相談事業	市民課
	67 市営住宅管理事業	都市整備課
	68 市営住宅家賃滞納整理業務	都市整備課
	69 水道料金等納付相談	上下水道課
	70 児童扶養手当支給業務	社会福祉課
	71 ひとり親家庭医療費助成事業	社会福祉課
	72 母子父子自立支援事業	社会福祉課
	73 生活福祉資金貸付事業	社会福祉協議会

ウ	関連施策	
	74 中学校・高等学校等入学支援金支給事業	社会福祉協議会
	75 食糧支援	社会福祉協議会

自殺対策の推進にあたっては、各事業の実施だけでなく、評価・検証をあわせて行うことで事業の改善を図っていくことが肝要です。それぞれの事業について「活動実績等に関する指標」と「短期的な成果に関する指標」を可能な限り設定し、評価検証を行います。また、目標値を定めない項目についても、モニタリング指標を定め、活動状況の把握を行います。

以下、具体的な取組の計画を示します。目標値を定めている指標については、指標名の前に★を記載しています。

3 基本施策及び対応する事業

(1) 地域におけるネットワークの強化



生きることの包括的な支援としての自殺対策を地域全体で推進するため、さまざまな関係機関が連携・協働するための体制や枠組みの構築、それらの強化を図ります。

ア 庁内における連携体制の構築・強化

番号	1		
事業名	自殺対策庁内連絡会	担当課	健康推進課
事業目的	関係部署の自殺対策に関する情報共有及び連携体制の整備を行う。		
自殺対策に関する取組	第2次自殺対策計画の推進に向けて、それぞれの部署での活動が、広い意味での自殺対策に含まれることを再認識し、自殺対策を更に身近に、我が事として考えられるよう運営する。		
指標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和6年度	目標値
	1回		1回以上
	★短期的な成果に関する指標：出席者で「連携して対応したいと思う」と答えた人の割合		
	現状値	令和6年度	目標値
94%		95%以上	

イ 庁外関係機関等との連携体制の構築・強化

既存のネットワーク強化に資する各種会議を活用し、それぞれの取組の推進に関する具体的な協議を通して、関係機関との連携強化を図ります。

また、愛媛県中予地域自殺対策検討連絡会及びそのワーキング部会に参画し、中予地域の医療、保健、福祉等の関係機関と連携を深め、中予地域における自殺予防対策の推進に向けて協議を行います。

番 号	2		
事 業 名	地域自立支援協議会	担 当 課	社会福祉課
事 業 目 的	地域の実情に応じた障がい者等の支援体制について、関係者で協議を行い、支援体制の構築・強化を推進する。		
自殺対策に関する取組	継続して開催し、協議を通じて関係者の連携を深め、障がい者等に関する自殺対策施策の推進に寄与する。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	2回		1回以上

番 号	3		
事 業 名	健康づくり推進協議会	担 当 課	健康推進課
事 業 目 的	健康増進計画等に基づき、健康づくりに関する取組の推進について協議を行う。		
自殺対策に関する取組	健康増進計画と推進体制の共通する自殺対策の取組について、今後も年2回開催し、協議を行う。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	2回		2回

番 号	4		
事 業 名	介護保険推進委員会	担 当 課	長寿介護課
事 業 目 的	東温市介護保険事業計画の策定や進捗状況の管理、その他介護保険事業の運営等に関する事等を協議する。		
自殺対策に関する取組	協議の中で、自殺対策の推進に関する事項についても情報共有を行い、関係機関とのネットワークを構築する。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	4回		2回以上

番 号	5		
事 業 名	子ども・子育て会議	担 当 課	保育幼稚園課
事 業 目 的	子ども・子育て支援法等に基づき、新たな子育て支援サービスの事業計画の策定や市の子育て支援施策に関する事項の調査などを行い、官民一体となり各支援事業の充実を図る。		
自殺対策に関する取組	実情に応じた子育て支援施策を検討・策定することにより、子どもや子育て世代の自殺対策に寄与する。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	2回		1回以上

番 号	6		
事 業 名	要保護児童対策地域協議会	担 当 課	保育幼稚園課
事 業 目 的	要保護及びそれに準じる児童の支援、虐待等の未然防止、早期発見等に連携して対応するために、市・児相・警察・医師等の関係機関が情報交換を行い、児童虐待対応のネットワークの構築・強化を図る。		
自殺対策に関する取組	要保護児童に関する情報交換を通じて、適切な支援を行うことにより、子育て家庭の負担を軽減し、自殺対策に寄与する。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1回		1回以上

番 号	7		
事 業 名	青少年問題等協議会	担 当 課	学校教育課
事 業 目 的	青少年の健全育成について関係者の連絡調整を図る。		
自殺対策に関する取組	いじめ、不登校、少年非行等、青少年の健全育成をめぐる諸問題について小、中、高等学校の校長、民生児童委員、警察の代表等と協議を行い、青少年に関する自殺対策施策の推進に寄与する。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1回		1回以上

ウ 個別専門分野との連携強化

自殺の背景・要因となり得る精神疾患や依存症関連問題などは、専門的な支援を必要とするため、個別の支援を通じた連絡・相談や、国、県、関係機関が実施する研修・会議等への参加を通じて個別専門分野との連携強化を図ります。

エ 事業の実施を通じた連携の推進・強化

個別の支援を通じた連絡・相談を行うとともに、事業の検討を行う会議を開催するなど、事業の実施を通じて連携の推進・強化を図ります。

番 号	8		
事業名	個別事例に対する連携した対応	担当課	健康推進課
事業目的	個別事例の支援を通して、相互理解を深め、連携してより適切な支援を行う。		
自殺対策に関する取組	個別事例の支援を通して、精神科医療機関、警察、消防、社会福祉協議会、関係課が所管する各種相談事業等と相互理解を深め、連携してより適切な支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：精神保健関連の相談において、他課、他機関と連携して対応した件数（精神保健の訪問・相談人数）		
	現状値 令和5年度		目標値
	305 件		—

番 号	9		
事業名	SOSの出し方に関する教育担当者会	担当課	健康推進課
事業目的	SOSの出し方に関する教育について理解を深め、事業の評価及び改善に向けての協議を行う。		
自殺対策に関する取組	SOSの出し方に関する教育について、各小中学校において、更に実情に応じた主体的な実践ができるよう、事業の評価及び改善について情報共有・協議の充実を図る。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値 令和5年度		目標値
	2 回		2 回

オ 連携体制の構築・強化のためのツールの開発と活用

番 号	10		
事業名	相談窓口リーフレットの作成・配布	担当課	健康推進課
事業目的	自殺の背景・要因となり得る各種問題に対応する相談窓口について広く周知・啓発を行う。リーフレットの作成を通じて、相互理解を深める。		
自殺対策に関する取組	相談窓口について広く周知・啓発を行うため、関係課、医療機関、歯科医療機関、商工会、健康講座参加者等にリーフレットを配布する。作成・更新作業を通じて、掲載窓口や配布先との連携を深める。		
指 標	★活動実績等に関する指標：リーフレット作成（見直し）回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1回		1回
	★短期的な成果に関する指標： リーフレット配布先で活用している機関の割合		
	現状値	令和5年度	目標値
	—		100%

カ 関連施策

番 号	11		
事業名	青少年健全育成事業	担当課	学校教育課
事業目的	街頭補導活動、青少年問題等協議会の開催、教育相談等を通じて、地域社会で協力して青少年の健全育成を図る体制を推進する。		
自殺対策に関する取組	引き続き補導活動や教育相談室等におけるいじめ、不登校、非行等の相談対応を行い、協議会を通じて関係機関との連携体制の充実を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：教育相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	31件		—

番 号	12		
事業名	障がい者等相談支援事業	担当課	社会福祉課
事業目的	障がい者等に関する相談を総合的に受け付け、必要な支援を行う。		
自殺対策に関する取組	引き続き相談体制を確保し、障がい者等からの相談に適切に対応する。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	4,661件		—

番 号	13		
事業名	生活保護事業	担当課	社会福祉課
事業目的	困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援する。		
自殺対策に関する取組	引き続き法に基づき適切に相談、申請業務を行うとともに、相談者への丁寧な説明や住居確保、就労、医療等の相談対応を行い、自立を支援する。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	72 件		—

番 号	14		
事業名	生活困窮者自立相談支援等事業	担当課	社会福祉課 (社会福祉協議会に委託)
事業目的	複合的な課題を抱える生活困窮者及び被保護者本人の状況に応じたきめ細かな支援策の実施により、生活の安定の確保を図る。		
自殺対策に関する取組	引き続き相談・支援体制を維持し、複合的な課題を抱える生活困窮者及び被保護者本人の状況に応じたきめ細かな支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	149 件		—
	短期的な成果に関する指標：プラン策定件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	—		—

番 号	15		
事業名	民生児童委員協議会支援事業	担当課	社会福祉課
事業目的	民生児童委員の活動を支援することにより、民生委員児童委員活動の推進及び社会福祉の増進を図る。		
自殺対策に関する取組	引き続き民生児童委員による身近な地域での相談・支援活動が適切に行われるよう、活動支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	2,688 件		—

番 号	16		
事 業 名	こども家庭センター事業	担 当 課	保育幼稚園課
事 業 目 的	0～18歳までの子どもとその保護者からの相談に応じて、関係機関からの情報の一元化と継続的な支援をしていくことで、保健・医療・福祉・教育の関係機関による切れ目のない支援を行う。		
自殺対策に関する取組	母子手帳交付時の妊婦面談や、子育てに関する様々な悩みについて電話や面談により相談対応を行い、必要に応じて関係機関と連携して適切な支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：妊婦面談件数、児童相談対応件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	—		—

番 号	17		
事 業 名	子育て世帯訪問支援事業	担 当 課	保育幼稚園課
事 業 目 的	家事・育児等に不安を抱える保護者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯を訪問し、支援を行うことにより家庭や養育環境を整え、虐待等の未然防止を図る。		
自殺対策に関する取組	虐待や自殺等の様々なリスクの高まりを未然に防止するため、家事・育児等に不安を抱える子育て世帯を直接支援し、その負担を軽減する。		
指 標	活動実績等に関する指標：支援件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1件		—

番 号	18		
事 業 名	子育て短期支援事業	担 当 課	保育幼稚園課
事 業 目 的	保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護その他の支援を行うことで、子育てに係る保護者の負担軽減を図る。		
自殺対策に関する取組	子どもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安・育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間子どもを預ける体制を整える。		
指 標	活動実績等に関する指標：支援件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1件		—

番 号	19		
事業名	総合相談支援事業	担当課	長寿介護課 (社会福祉協議会に委託)
事業目的	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが出来るよう、地域における関係者のネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。		
自殺対策に関する取組	高齢者に関する相談を総合的に受け付け、不安に対する支援を行うとともに関係機関と連携を図り、相談体制を強化する。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	3,421 件		—

番 号	20		
事業名	地域包括支援センター活動支援事業（在宅介護支援センター）	担当課	長寿介護課 (市内5法人に委託)
事業目的	関係機関とネットワークを構築し、高齢者の実態把握をするとともに総合的に相談を受け付け、適切な介護予防、社会参加活動、保健・医療・福祉サービス等の利用につなげる。		
自殺対策に関連する内容	市内5か所の在宅介護支援センターにおいて、身近に高齢者に関する相談ができる体制を維持し、適切な支援活動を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	859 件		—

番 号	21		
事業名	消費生活相談事業	担当課	総務課
事業目的	消費生活相談窓口を設置し、関係機関等と連携を取りながら複雑・多様化している消費者トラブルに対応する。また、高齢者・若年層に対する啓発活動を行う。		
自殺対策に関する取組	相談は「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、生活面の問題や困難の解消にむけて支援を行う。出前講座については、小中学校だけでなく、高等学校での実施も検討する。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	91 件		—

番 号	22		
事 業 名	心配ごと相談	担 当 課	社会福祉協議会
事 業 目 的	身近な地域の相談役として、民生児童委員が相談に応じる。		
自殺対策に関する取組	引き続き身近な民生児童委員による相談日を設け、相談は「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、関係機関へのつなぎ等を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値 令和5年度		目標値
	9件		—

番 号	23		
事 業 名	無料法律相談	担 当 課	社会福祉協議会
事 業 目 的	専門的な相談のきっかけとして、弁護士、司法書士、税理士による無料相談日を開設する。		
自殺対策に関する取組	相談は「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、生活面の問題や困難の解消にむけて支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値 令和5年度		目標値
	149件		—

(2) 自殺対策を支える人材の育成



自殺対策においては、悩んでいる人に寄り添い、関りを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。さまざまな悩みや課題、困難を抱える人の存在に「気づき」、必要に応じて具体的な支援に「つなぎ」、「支え」、「見守る」役割を担うことができるゲートキーパーを養成する取組を推進します。

ゲートキーパー (Gate Keeper) とは

ゲートキーパー (Gate Keeper) とは、「門番」という意味で、自殺対策においては、「命の門番」という意味で使われます。

身近な人の変化に「気づき」、必要に応じて具体的な支援に「つなぎ」、「支え」、「見守る」という意識を持ち、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていくことがゲートキーパーの第一歩です。

ゲートキーパーの心得

- 自ら相手とかかわるための心の準備をしましょう
- 遠かみのある対応をしましょう
- 真実に聴いているという姿勢を相手に伝えましょう
- 相手の話を否定せず、しっかりと聴きましょう
- 相手のこれまでの苦勞をねぎらいましょう
- 心配していることを伝えましょう
- わかりやすく、かつゆっくりと話をしましょう
- 一緒に考えることが支援です
- 準備やスキルアップも大切です
- 自分が相談によって困ったときのつなぎ先(相談窓口等)を知っておきましょう
- ゲートキーパー自身の健康管理、悩み相談も大切です

まずは、声をかけることから始めてみませんか。

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

厚生労働省 厚生労働省 誰でも ゲートキーパー手帳

あなたも、「命の門番」の輪に加わりませんか？

気づき 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける	傾聴 本人の苦勞をも察知し、話を聴ける	つなぎ 早急に専門機関につなげるよう促す	見守り 誰かへ助けを求めながら、じっくりと見守る
-----------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	------------------------------------

厚生労働省 自殺対策推進センター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/suicidal/kyokai/kyokai_01.html
 印刷でもご利用いただけます。印刷用PDFはこちら

ア 行政職員を対象とする研修

番 号	24		
事 業 名	職員向けゲートキーパー養成講座	担 当 課	健康推進課
事 業 目 的	身近な人や業務で関わる人の変化に気づき、声をかけ、傾聴、必要な支援へのつなぎ、見守りができる人材を養成する。		
自殺対策に関する取組	引き続き2年に1回、主に未受講者を対象に定期的に開催し、身近な人や業務で関わる人の変化に気づき、声をかけ、傾聴、必要な支援へのつなぎ、見守りができる人材を養成する。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
		1回	2年に1回
	★短期的な成果に関する指標：受講者アンケートで「こころの健康の理解が深まった」と回答した人の割合		
	現状値	令和5年度	目標値
		—	95%以上

イ 対人支援に関わる関係者を対象とする研修

番 号	25		
事 業 名	介護・福祉関係者向けゲートキーパー養成講座	担 当 課	健康推進課
事 業 目 的	自殺の背景・要因となり得る困難を把握しやすい介護・福祉関係者を対象に、関わる人の変化に気づき、声をかけ、傾聴、必要な支援へのつなぎ、見守りができる人材を養成する。		
自殺対策に関する取組	自殺の背景・要因となり得る困難を把握しやすい介護・福祉関係者を対象に、引き続き2年に1回定期的に講座を開催する。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和6年度	目標値
		1回	2年に1回
	★短期的な成果に関する指標：受講者アンケートで「こころの健康の理解が深まった」と回答した人の割合		
	現状値	令和6年度	目標値
		—	95%以上

ウ 教職員やスクールカウンセラー等を対象とする研修

番 号	26		
事 業 名	SOSの受け止め方に関する研修	担 当 課	健康推進課
事 業 目 的	児童生徒からのSOSに気づき、傾聴、必要な支援へのつなぎ、見守りができるよう、研修を行う。		
自殺対策に関する取組	教職員やスクールカウンセラー等を対象に、1回実践的な研修を行う。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1回		1回
	★短期的な成果に関する指標：受講者アンケートで「こころの健康の理解が深まった」と回答した人の割合		
	現状値	令和5年度	目標値
	—		95%以上

エ さまざまな職種を対象とする研修

番 号	27		
事 業 名	企業向けゲートキーパー養成講座	担 当 課	健康推進課
事 業 目 的	身近な人や業務で関わる人の変化に気づき、声をかけ、傾聴、必要な支援へのつなぎ、見守りができる人材を養成する。		
自殺対策に関する取組	企業対象の講座を開催し、身近な人や業務で関わる人の変化に気づき、声をかけ、傾聴、必要な支援へのつなぎ、見守りができる人材を養成する。また、自身のメンタルヘルスについても関心を持ち、対応力向上を図る。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1回		2年に1回
	★短期的な成果に関する指標：受講者アンケートで「こころの健康の理解が深まった」と回答した人の割合		
	現状値	令和5年度	目標値
	—		95%以上

オ 市民を対象とする研修

番 号	28		
事業名	市民向けゲートキーパー養成講座	担当課	健康推進課
事業目的	身近な人の変化に気づき、声をかけ、傾聴、必要な支援へのつなぎ、見守りができる人材を養成する。		
自殺対策に関する取組	引き続き定期的に講座を開催し、身近な人の変化に気づき、声をかけ、傾聴、必要な支援へのつなぎ、見守りができる人材を養成する。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1回		2年に1回
	★短期的な成果に関する指標：受講者アンケートで「こころの健康の理解が深まった」と回答した人の割合		
	現状値	令和5年度	目標値
	—		95%以上

(3) 市民への啓発と周知



自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、「危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当である」ということが社会全体の共通認識となるよう、啓発を行います。

ア リーフレットや啓発グッズ・ツール等の作成と活用

番 号	29		
事業名	図書館でのこころの健康に関する展示等	担当課	生涯学習課
事業目的	市民の生涯学習の場としての読書環境の充実を図るとともに、こころの健康に関する書籍の紹介や展示等を行う。		
自殺対策に関する取組	自殺予防週間、自殺予防強化月間等に合わせて、こころの健康に関する展示や書籍の紹介コーナーを設け、こころの健康に関する周知・啓発を行う。		
指 標	★活動実績等に関する指標：実施回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1回		1回以上

番 号	30		
事業名	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた広報活動	担当課	健康推進課
事業目的	こころの健康や早期に相談することの重要性について広報活動を行う。		
自殺対策に関する取組	引き続き自殺予防週間、自殺対策強化月間等の機会を捉え、こころの健康や早期に相談することの重要性について、広報紙やホームページへの記事掲載、ポスター掲示等の広報活動を行う。		
指 標	★活動実績等に関する指標：実施回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	2回		2回

番 号	10【再掲】		
事業名	相談窓口リーフレットの作成・配布	担当課	健康推進課
事業目的	自殺の背景・要因となり得る各種問題に対応する相談窓口について広く周知・啓発を行う。リーフレットの作成を通じて、相互理解を深める。		
自殺対策に関する取組	相談窓口について広く周知・啓発を行うため、関係課、医療機関、歯科医療機関、商工会、健康講座参加者等にリーフレットを配布する。作成・更新作業を通じて、掲載窓口や配布先との連携を深める。		
指 標	★活動実績等に関する指標：リーフレット作成（見直し）回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1回		1回
	★短期的な成果に関する指標： リーフレット配布先で活用している機関の割合		
	現状値	令和5年度	目標値
	—		100%

相談窓口リーフレット

イ 講演会等の開催

番 号	31		
事業名	こころの健康講座	担当課	健康推進課
事業目的	こころの健康や不調、不調に気づいた時の対応について正しい知識の普及を図る。		
自殺対策に関する取組	定期的に講座を開催し、こころの健康や不調、不調に気づいた時の対応について正しい知識の普及を図る。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	2回		1回以上
	★短期的な成果に関する指標：受講者アンケートで「こころの健康の理解が深まった」と回答した人の割合		
	現状値	令和5年度	目標値
	—		95%以上

ウ ICTを活用した啓発活動

番 号	32		
事業名	自殺対策に関する携帯及びパソコンサイトの運営	担当課	健康推進課
事業目的	携帯電話やパソコンを使用して気軽にこころの健康状態を確認する機会を提供するとともに、正しい知識の普及を図る。		
自殺対策に関する取組	アクセス数が減少傾向にあるため、気軽にこころの健康チェックができる機会として維持しつつ、情報発信については市公式SNSなど他の媒体の活用も検討していく。		
指 標	活動実績等に関する指標：アクセス件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	560件		—

携帯・パソコンサイト
「ぐっすり眠れてる？ 守りたい。大事な人の心と命。」

画面をタッチして質問に答えると、合計点数によって判定結果が表示され、ストレス対処法や疲れをため込まない習慣、相談先等の情報が表示されます。

質問	回答		
	はい	どちらでもない	いいえ
1 仕事や家事が手につかない	はい	どちらでもない	いいえ
2 いくら寝ても眠くて、何となく一日中眠い	2点	1点	0点
3 寝つくのに30分以上かかる	2点	1点	0点
4 お酒の量が増えたり、酒癖が変わったと感じる	2点	1点	0点
5 腹痛・胃の不快感など何となく調子が悪い	2点	1点	0点
6 何となく落ち着かず、気がついたらいつも何か食べている	2点	1点	0点
7 夜中に目が覚めて、そのあと寝つけないことがよくある	2点	1点	0点
8 些細なことが気になって不安に襲われることがある	2点	1点	0点
9 寝る前に、アルコールや市販の睡眠薬にたよってしまう	2点	1点	0点
10 急に立ちくらみがしたり、動けなくなったりする	2点	1点	0点
11 緊張する場面でなくても、手のひらや脇の下によく汗をかく	2点	1点	0点
12 仕事や家庭から解放されたいと思うことがある	2点	1点	0点
13 食事が楽しくなくなった	2点	1点	0点
14 起きる時間の1時間以上前に目が覚め、そのあと寝つけない	2点	1点	0点
15 頭痛・肩こり・腰痛などを感じる事が多くなった	2点	1点	0点
16 熟睡感がなく、朝起きたとき前日の疲れが残っている	2点	1点	0点
17 人と会ったり、話したりすることがおっくうになった	2点	1点	0点
18 イライラしやすい	2点	1点	0点

得点	判定
0～9点	心配ありません
10～18点	少し心配です
19～27点	気を付けてください
28点以上	早めの相談をお勧めします



※画像はイメージです。

<http://www.gussuri-toon.jp/>

エ チェックリスト等を活用した啓発

番 号	33		
事 業 名	K 6 質問票の活用	担 当 課	健康推進課
事 業 目 的	K 6 質問票を活用し、簡便にこころの健康状態を確認することで正しい知識の普及を図る。		
自殺対策に関する取組	令和6年度から、こころの健康講座等の機会にK 6 質問票を活用している。引き続き簡便にこころの健康状態を確認するツールとして活用し、セルフチェックと早期対応の重要性について啓発を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：実施延べ件数		
	現状値	令和6年度	目標値
	73 件		—

K 6（ケーシックス）質問票

こころの健康状態（うつ病や不安障害などの可能性があるかどうか）を確認する質問票です。

過去 30 日の間にどれくらいの頻度で次のことがありましたか。

	項目	まったく ない	少しだけ	ときどき	たいてい	いつも
1	神経過敏に感じましたか	0点	1点	2点	3点	4点
2	絶望的だと感じましたか	0点	1点	2点	3点	4点
3	そわそわ、落ち着かなく感じましたか	0点	1点	2点	3点	4点
4	気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか	0点	1点	2点	3点	4点
5	何をするのも骨折りだと感じましたか	0点	1点	2点	3点	4点
6	自分は価値のない人間だと感じましたか	0点	1点	2点	3点	4点

得点	判定
0～4点	問題なし
5～9点	何らかのうつ・不安問題あり
10～12点	うつ・不安障害の疑い
13点以上	重度のうつ・不安障害の疑い

番 号	34		
事 業 名	高齢者の質問票の活用	担 当 課	健康推進課
事 業 目 的	高齢者の質問票を活用し、簡便にこころの健康状態を確認することで正しい知識の普及を図る。		
自殺対策に関する取組	後期高齢者の健康診査や地区での健康教育の際に高齢者の質問票を活用し、セルフチェックと早期対応の重要性について啓発を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：実施延べ件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	186件		—

高齢者の質問票

高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握するための15項目の質問票です。

	質 問	回 答	
1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう	④あまりよくない ⑤よくない
2	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足	③やや不満 ④不満
3	1日3食きちんと食べていますか	①はい	②いいえ
4	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい	②いいえ
5	お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい	②いいえ
6	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	①はい	②いいえ
7	以前に比べて歩く速度が遅くなってきていると思いますか	①はい	②いいえ
8	この1年間に転んだことがありますか	①はい	②いいえ
9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい	②いいえ
10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか	①はい	②いいえ
11	今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい	②いいえ
12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている	②吸っていない ③やめた
13	週に1回以上は外出していますか	①はい	②いいえ
14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい	②いいえ
15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい	②いいえ

※ 色付きの回答の個数が4以上の場合、フレイル（要介護状態に至る前段階）の可能性がります。

オ 関連施策

番 号	35		
事 業 名	健康診査・がん検診事業	担 当 課	健康推進課
事 業 目 的	生活習慣病、がんなどの疾病の早期発見、重症化予防のため、各種健康診査、がん検診等を行う。		
自殺対策に関する取組	引き続き生活習慣病、がんなどの疾病の早期発見、重症化予防のため、各種健康診査、がん検診等を行う。健診の重要性について周知を図り、受診勧奨を行う。		
指 標	★活動実績等に関する指標：後期高齢者健康診査受診率		
	現状値	令和5年度	目標値
	20.2%		20%

番 号	36		
事 業 名	健康教育事業	担 当 課	健康推進課
事 業 目 的	健康づくりについての意識を高め、健康を自ら守ることができるよう、心身の健康に関する正しい知識の普及を図る。		
自殺対策に関する取組	引き続き健康づくりについての意識を高め、健康を自ら守ることができるよう、心身の健康に関する正しい知識の普及を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：健康教室参加延べ人数		
	現状値	令和5年度	目標値
	585人		—

番 号	37		
事 業 名	重複・多剤服薬適正化事業	担 当 課	健康推進課
事 業 目 的	国民健康保険加入者を対象に、同種類の薬が重複していたり、多種類の薬を長期間服薬したりしている人に、服薬情報をまとめた通知書を送付し、適正な処方・服薬に向けて医師や薬剤師との相談を促す。		
自殺対策に関する取組	年1回対象者を抽出し、通知書を送付することにより、睡眠薬や向精神薬も含め、適正な処方・服薬に向けての相談を促し、過量服薬等のリスクの低減を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：通知書送付人数		
	現状値	令和6年度	目標値
	188人		—

(4) 自殺未遂者等への支援の充実

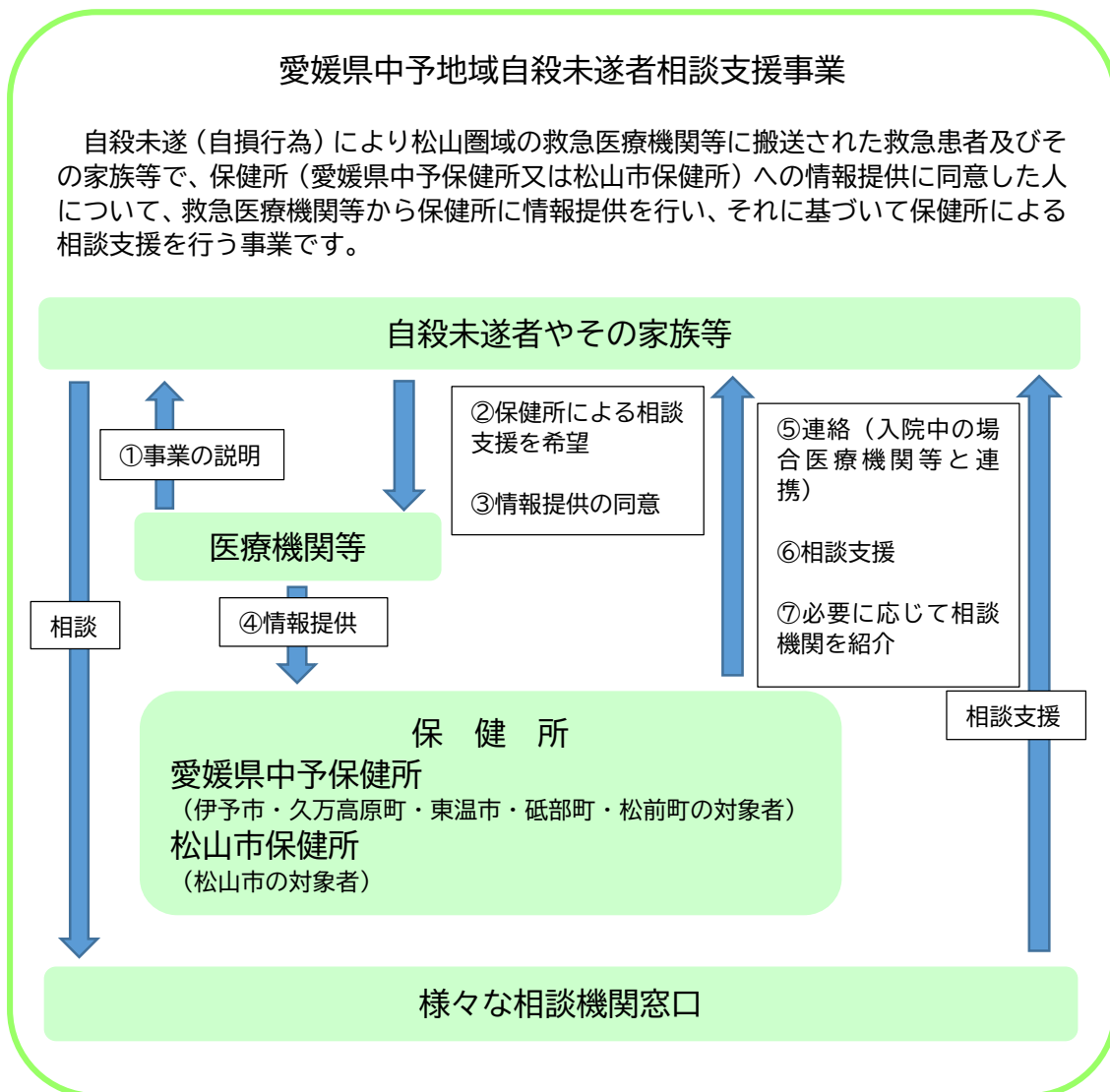


自殺未遂は自殺の最大のリスク要因であることを踏まえ、自殺未遂者への対応、介入、支援等を通じて再度の自殺企図を防ぐとともに、自殺未遂者を支える家族や支援者等を支援する取組の充実を図ります。

ア 医療と地域の連携体制の構築・強化

国、県、関係機関が実施する研修や事例検討会等に積極的に参加し、対応力の向上を図るとともに、関係機関との連携体制の構築と強化を図ります。

また、愛媛県中予地域自殺未遂者相談支援事業において、愛媛県中予保健所と連携し、自殺未遂者及びその家族等に対する支援を行います。



イ 消防等による積極的な情報提供

番 号	38		
事 業 名	救急現場における自殺未遂者及び自死遺族に対する支援事業	担 当 課	消防本部警防課
事 業 目 的	救急現場での自損行為による自殺未遂者及び心肺停止患者（搬送及び不搬送症例）の情報提供を行うことで関係機関との情報共有を図り、また自殺未遂者及び自死遺族に対してリーフレットを救急現場で配布することで関係機関へのつなぐ支援を行い自殺対策における連携強化を図る。		
自殺対策に関する取組	自損行為による自殺未遂者及び心肺停止患者の情報提供を健康推進課へ「救急搬送者情報提供表」により行い、また自殺未遂者及び自死遺族に対して愛媛県及び東温市が作成した相談窓口のリーフレットを救急現場で配布し、関係機関へのつなぐ支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：連絡件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	9件		—

ウ 自殺未遂者支援に関するツールの作成と活用

番 号	39		
事 業 名	自損行為による救急患者に対する支援内容に関する情報提供	担 当 課	健康推進課
事 業 目 的	自損行為による救急患者に関する消防本部からの情報提供に基づき支援を行った場合に、その内容等について、消防本部に情報提供を行い、支援内容の共有、再企図防止の意識高揚を図る。		
自殺対策に関する取組	自損行為による救急患者に関する消防本部からの情報提供に基づき支援を行った場合に、その内容等について、所定の連絡票により消防本部に情報提供を行い、支援内容の共有、再企図防止の意識高揚を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：連絡件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	5件		—

エ 自殺念慮を抱えた人等を対象とする相談事業

番 号	40		
事業名	こころの健康相談	担当課	健康推進課
事業目的	こころの健康に不安がある人に対して、精神科医師、公認心理師等の専門家による相談を実施し、適切な支援につなげる。		
自殺対策に関する取組	こころの健康に不安がある人に対して、月1回精神科医師、公認心理師等の専門家による相談日を開設し、適切な支援につなげる。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談人数		
	現状値	令和5年度	目標値
	17人		—

(5) 自死遺族等への支援の充実



身近な人を自殺で失うことに伴い直面するさまざまな悩みや課題等の解決を図るとともに、総合的な視点に立ち、心理面・生活面等で必要な支援や情報等を継続的に提供できるよう、遺族等への支援の充実を図ります。

国、県、関係機関等が実施する自死遺族支援に関する研修、連絡会等に積極的に参加し、対応力の向上を図るとともに、関係機関との連携体制の構築と強化を図ります。

身近な人を亡くしたときのグリーフケアの重要性について周知を図るとともに、身近な人を亡くした人に対して、必要な支援に関する情報提供ができるよう、関係部署と協議していきます。

(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施



いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学校教育の段階から学ぶとともに、辛いときや苦しいときは助けを求めてもよいことを学ぶための教育を推進します。

ア SOSの出し方に関する教育の実施

番 号	41		
事 業 名	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	担 当 課	健康推進課
事 業 目 的	児童生徒が困難な場面に直面したときに、信頼できる人に助けを求める（SOSを出す）という対処方法を選択できるよう、教育を行う。		
自殺対策に関する取組	市内すべての小中学校において、年1回以上開催できるよう、各小中学校、学校教育課、外部講師等と連携を図る。実情に応じた主体的な実践ができるよう、担当者会や研修会を行う。		
指 標	★活動実績等に関する指標：実施回数		
	現状値	令和6年度	目標値
	9回		9回
	★短期的な成果に関する指標：授業後アンケートで「相談したい」と回答した人の割合		
	現状値	令和5年度	目標値
	小学校 82% 中学校 60%		小学校 90% 中学校 70%

イ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

番 号	9【再掲】		
事 業 名	SOSの出し方に関する教育担当者会	担 当 課	健康推進課
事 業 目 的	SOSの出し方に関する教育について理解を深め、事業の評価及び改善に向けての協議を行う。		
自殺対策に関する取組	SOSの出し方に関する教育について、各小中学校において、更に実情に応じた主体的な実践ができるよう、事業の評価及び改善について情報共有・協議の充実を図る。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	2回		2回

ウ 児童生徒から発せられたSOSを適切に受け止めるための研修の実施

番 号	26【再掲】		
事業名	SOSの受け止め方に関する研修	担当課	健康推進課
事業目的	児童生徒からのSOSに気づき、傾聴、必要な支援へのつなぎ、見守りができるよう、研修を行う。		
自殺対策に関する取組	教職員やスクールカウンセラー等を対象に、1回実践的な研修を行う。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1回		1回
	★短期的な成果に関する指標：受講者アンケートで「こころの健康の理解が深まった」と回答した人の割合		
	現状値	令和5年度	目標値
	—		95%以上

エ 関連施策

番 号	12【再掲】		
事業名	青少年健全育成事業	担当課	学校教育課
事業目的	地域社会で協力して青少年の健全育成を図る。		
自殺対策に関する取組	補導活動や教育相談室等におけるいじめ、不登校、非行等の相談対応を行い、協議会を通じて関係機関との連携体制の充実を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：教育相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	31件		—

番 号	42		
事業名	スクールソーシャルワーカー設置事業	担当課	学校教育課
事業目的	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを設置し、様々な課題を抱えた児童生徒やその家庭の支援を行う。		
自殺対策に関する取組	スクールソーシャルワーカーを設置し、様々な課題を抱えた児童生徒やその家庭の支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	109件		—

番 号	43		
事業名	スクールカウンセラー等活用事業	担当課	学校教育課
事業目的	児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識を有するスクールカウンセラー等を配置し、不安や悩みを抱える小中学生や教職員等のカウンセリングを行う。		
自殺対策に関する取組	児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識を有するスクールカウンセラー等を配置し、不安や悩みを抱える小中学生や教職員等のカウンセリングを行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	460 件		—

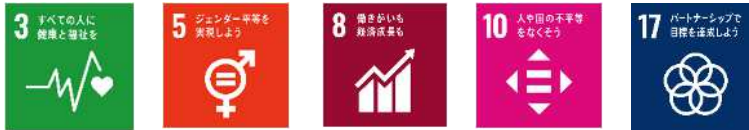
番 号	44		
事業名	適応指導教室運営事業	担当課	学校教育課
事業目的	心理的要因等により登校が困難な状態にある児童生徒を支援するため、適応指導教室の運営を行う。		
自殺対策に関する取組	心理的要因等により登校が困難な状態にある児童生徒を支援するため、適応指導教室の運営を行う。学習面や対人関係スキルに関する支援、環境調整等を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：入室者数		
	現状値	令和5年度	目標値
	小学生6人 中学生4人		—

番 号	45		
事業名	ハートなんでも相談員設置事業	担当課	学校教育課
事業目的	いじめ、暴力行為、非行等の早期発見や未然防止のため、児童生徒や保護者、教職員の相談者となる人材を配置し、学校の相談体制の充実を図る。		
自殺対策に関する取組	いじめ、暴力行為、非行等の早期発見や未然防止のため、児童生徒や保護者、教職員の相談者となる人材を配置し、学校の相談体制の充実を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	小学校 2,024 件 中学校 5,491 件		—

番 号	46		
事 業 名	いじめ防止対策事業	担 当 課	学校教育課
事 業 目 的	いじめSTOP子ども会議の開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検、見直しを通じていじめの未然防止や早期発見、早期対応、継続的な再発防止を図る。		
自殺対策に関する取組	いじめSTOP子ども会議の開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検、見直しを通じていじめの未然防止や早期発見、早期対応、継続的な再発防止を図る。		
指 標	★活動実績等に関する指標：いじめSTOP子ども会議開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1回		1回

4 重点施策及び対応する事業

(1) 勤務・経営に関わる自殺対策の推進



東温市では、働き盛りの男性における自殺が課題となっていますが、要因として、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また、過労、失業、病気、親の介護等により、こころの健康を損ないやすいためと考えられます。

勤務・経営環境をめぐるのは、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立の難しさ、長時間労働の是正やワークライフバランスの推進など、さまざまな課題が挙げられることから、国はそれぞれの状況等に応じた多様な働き方が選択できる社会の実現を目指し、働き方改革を推進してきました。

こうした国の働き方改革に係る諸施策を踏まえつつ、関係部署や商工会等と連携を図り、取組を推進します。

ア 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

番 号	47		
事業名	職員ストレスチェック事業	担当課	総務課
事業目的	心理的な負担の程度を把握し、適切に対処するため、ストレスチェックとその結果に基づく面談を行う。		
自殺対策に関する取組	心理的な負担の程度を把握し、適切に対処するため、ストレスチェックとその結果に基づく面談を行う。		
指 標	★活動実績等に関する指標：ストレスチェック実施率		
	現状値	令和5年度	目標値
	98.4%		100%
	★短期的な成果に関する指標：高ストレス者に対する面談実施率		
	現状値	令和5年度	目標値
	2.7%		20%

番 号	48		
事業名	職員こころの健康相談事業	担当課	総務課
事業目的	こころの健康に不安がある職員を対象に、対処方法や必要な支援に関する情報提供を行うため、専門医や保健師による相談の機会を提供する。		
自殺対策に関する取組	こころの健康に不安がある職員を対象に、対処方法や必要な支援に関する情報提供を行うため、専門医や保健師による相談の機会を提供する。		
指 標	活動実績等に関する指標：開設回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	2回		—

イ 関連施策

番 号	49		
事業名	男女共同参画事業	担当課	総務課
事業目的	市民及び職員を対象に、男女共同参画の意識づくりを推進する。		
自殺対策に関する取組	休暇制度の周知や各審議会等における積極的な女性登用の働きかけ、男女共同参画に関する講座等を開催し、男女共同参画の意識づくり、男女ともに働きやすい環境整備を推進する。		
指 標	★活動実績等に関する指標：男女共同参画に関する講座実施回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	2回		2回
	短期的な成果に関する指標：審議会委員等の女性登用率		
	現状値	令和5年度	目標値
	27.9%		—

番 号	50		
事業名	中小企業振興資金事業	担当課	地域活力創出課
事業目的	中小零細企業の経営体質や経営基盤の強化・安定を図る。		
自殺対策に関する取組	中小零細企業の経営体質や経営基盤の強化・安定を図ることを目的に設備資金や運転資金に対して低金利で融資を受けられる体制を整えるとともに、支払利子の一部や信用保証料の補助を行う。定期的に周知パンフレットを見直し、事業の周知を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：融資件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	30件		—

番 号	51		
事業名	経営指導員相談事業	担当課	地域活力創出課
事業目的	経営改善普及事業（経営指導員相談事業を含む）を行う市商工会に補助することにより、小規模事業者の経営や技術の改善発達を図る。		
自殺対策に関する取組	商工会に対して補助を行い、経営指導員による融資、経営、ものづくりなどの相談や指導が行える体制を整える。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	2,652件		—

(2) 高齢者の自殺対策の推進



急速な高齢化の進展に伴い、高齢者を含めた家族の形態や就労状況は大きく変化してきました。高齢者の自殺対策においては、こうした状況の変化を踏まえつつ、心身の健康を保ち、生きがいを感じながら地域で生活できるよう支援をすることが重要です。

孤独・孤立を防ぐための居場所づくりや社会参加の促進等を推進するとともに、認知症や自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援につなげられるよう、関係者に対する研修や普及啓発活動を推進します。

ア 包括的な支援のための連携の推進

番 号	52		
事 業 名	地域ケア会議推進事業	担 当 課	長寿介護課 (社会福祉協議会に委託)
事 業 目 的	多職種が協働し、個別ケースの支援内容を検討することでケアマネジメントの質の向上や自立支援の促進につなげ、高齢者のQOLの向上を目指す。また、個別事例の積み重ねで地域課題を発見し、社会資源開発につなげていく。		
自 殺 対 策 に 関 する 取 組	地域ケア会議を通して、関係機関や団体などの連携を推進し、支援体制の整備を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：地域ケア個別会議の開催件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	21件		—
	短期的な成果に関する指標：出席者で「参加して良かった」と答えた人の割合		
	現状値	令和5年度	目標値
85.7%		—	

イ 高齢者の健康不安に対する支援

番 号	19【再掲】		
事業名	総合相談支援事業	担当課	長寿介護課 (社会福祉協議会に委託)
事業目的	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが出来るよう、地域における関係者のネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。		
自殺対策に関する取組	高齢者に関する相談を総合的に受け付け、不安に対する支援を行うとともに関係機関と連携を図り、相談体制を強化する。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	3,421件		—

番 号	20【再掲】		
事業名	地域包括支援センター活動支援事業（在宅介護支援センター）	担当課	長寿介護課 (市内5法人に委託)
事業目的	関係機関とネットワークを構築し、高齢者の実態把握をするとともに総合的に相談を受け付け、適切な介護予防、社会参加活動、保健・医療・福祉サービス等の利用につなげる。		
自殺対策に関する取組	市内5か所の在宅介護支援センターにおいて、身近に高齢者に関する相談ができる体制を維持し、適切な支援活動を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	859件		—

番 号	53		
事業名	認知症初期集中支援事業	担当課	長寿介護課 (社会福祉協議会に委託)
事業目的	適切な医療、介護等につなげていない認知症が疑われる人を対象に、専門職による集中的な支援を行い、認知症についての正しい理解を促し、適切なサービスにつなぐ。		
自殺対策に関する取組	本人やその家族等の不安に対する支援を行うとともに関係機関と連携を図り、相談体制を強化する。		
指 標	活動実績等に関する指標：支援実施人数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1人		—

番 号	54		
事業名	認知症地域支援・ケア向上事業	担当課	長寿介護課 (社会福祉協議会に委託)
事業目的	認知症地域支援推進員を配置し、認知症の病期に応じた適時適切なケアの推進を図る。		
自殺対策に関する取組	適切な支援や情報等を得られることにより、本人やその家族等の不安の軽減を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：認知症に関する相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	60件		—

番 号	55		
事業名	高齢者医療・介護・福祉ガイドブックの作成及び普及	担当課	長寿介護課 (東温市社会福祉協議会に委託)
事業目的	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、地域の医療機関、介護保険事業所等の機能、社会資源等の情報を把握、整理する。医療・介護の連携、情報共有のツールとして活用する。		
自殺対策に関する取組	高齢者の医療・保健・福祉に関する施策、相談窓口、医療機関、介護サービス事業所等の情報を掲載した冊子を作成し、関係機関窓口等での相談業務に活用する。今後は電子化を図り、ホームページに掲載し、定期的に情報を更新していく。		
指 標	活動実績等に関する指標：ガイドブック作成（見直し）回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1回		—

番 号	40【再掲】		
事業名	こころの健康相談	担当課	健康推進課
事業目的	こころの健康に不安がある人に対して、精神科医師、公認心理師等の専門家による相談を実施し、適切な支援につなげる。		
自殺対策に関する取組	こころの健康に不安がある人に対して、月1回精神科医師、公認心理師等の専門家による相談日を開設し、適切な支援につなげる。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談人数		
	現状値	令和5年度	目標値
	17人		—

番 号	56		
事業名	保健師・栄養士等による訪問指導等	担当課	健康推進課
事業目的	療養上の保健指導が必要な人やこころとからだの健康に不安を抱える人等に対して保健指導、栄養指導等を行う。		
自殺対策に関する取組	療養上の保健指導が必要な人やこころとからだの健康に不安を抱える人等に対して保健指導、栄養指導等を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：訪問件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	111人		—

番 号	33【再掲】		
事業名	K6質問票の活用	担当課	健康推進課
事業目的	K6質問票を活用し、簡便にこころの健康状態を確認することで正しい知識の普及を図る。		
自殺対策に関する取組	令和6年度から、こころの健康講座等の機会にK6質問票を活用している。引き続き簡便にこころの健康状態を確認するツールとして活用し、セルフチェックと早期対応の重要性について啓発を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：実施件数		
	現状値	令和6年度	目標値
	73件		—

番 号	34【再掲】		
事業名	高齢者の質問票の活用	担当課	健康推進課
事業目的	高齢者の質問票を活用し、簡便にこころの健康状態を確認することで正しい知識の普及を図る。		
自殺対策に関する取組	後期高齢者の健康診査や地区での健康教育の際に高齢者の質問票を活用し、セルフチェックと早期対応の重要性について啓発を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：実施件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	186人		—

ウ 高齢者支援に関わる専門職等への研修や情報提供

番 号	25【再掲】		
事業名	介護・福祉関係者向けゲートキーパー養成講座	担当課	健康推進課
事業目的	自殺の背景・要因となり得る困難を把握しやすい介護・福祉関係者を対象に、関わる人の変化に気づき、声をかけ、傾聴、必要な支援へのつなぎ、見守りができる人材を養成する。		
自殺対策に関する取組	自殺の背景・要因となり得る困難を把握しやすい介護・福祉関係者を対象に、引き続き2年に1回定期的に講座を開催する。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和6年度	目標値
	1回		2年に1回
	★短期的な成果に関する指標：受講者アンケートで「こころの健康の理解が深まった」と回答した人の割合		
	現状値	令和6年度	目標値
	—		95%以上

エ 高齢者の社会参加の支援と孤独・孤立の予防

番 号	57		
事業名	一般介護予防事業	担当課	長寿介護課 (社会福祉協議会に委託)
事業目的	高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、身近な通いの場等の育成及び支援を行う。		
自殺対策に関する取組	身近な通いの場等の育成及び支援を行うことにより、高齢者の居場所づくり及び社会参加の強化と孤独・孤立の予防を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：自主運動グループの数		
	現状値	令和5年度	目標値
	20グループ		—

番 号	58		
事業名	老人クラブ活動支援	担当課	長寿介護課
事業目的	地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブの活動を支援する。		
自殺対策に関する取組	地域で自主的に活動する老人クラブの活動は、高齢者の孤立対策につながる。		
指 標	活動実績等に関する指標：クラブ数・会員数		
	現状値	令和5年度	目標値
	26クラブ 2,348人		—

番 号	59		
事業名	認知症サポーター養成講座事業	担当課	長寿介護課 (社会福祉協議会に委託)
事業目的	地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。		
自殺対策に関する取組	地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成し、支援体制の充実を図る。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	13回		15回

番 号	60		
事業名	見守りネットワーク	担当課	長寿介護課
事業目的	安心・安全の確保及び社会的孤立の防止を図ることを目的に、企業等と協定を締結し、異変を察知した際に情報を共有し、迅速かつ確かな対応を行う。		
自殺対策に関する取組	見守りネットワークの構築を図ることにより、高齢者の安心安全の確保と社会的孤立の防止を図る。		
指 標	★活動実績等に関する指標：協定締結事業所数		
	現状値	令和5年度	目標値
	12事業所		15事業所

番 号	61		
事業名	緊急通報体制整備事業	担当課	長寿介護課
事業目的	一人暮らしの高齢者を対象に、緊急時の連絡手段を確保することを目的に、緊急通報装置を貸与し、見守りを行う。		
自殺対策に関する取組	緊急通報体制の整備を行うことにより、対象者の安心と安全を確保する。		
指 標	活動実績等に関する指標：利用人数		
	現状値	令和5年度	目標値
	73人		—

番 号	62		
事業名	ふれあいいきいきサロンの 推進・支援	担当課	社会福祉協議会
事業目的	小地域において、ボランティアと参加者が一体となり地域の実情に応じた住民の居場所づくりを支援する。		
自殺対策に関する取組	小地域において、ボランティアと参加者が一体となり地域の実情に応じた住民の居場所づくりを支援する。		
指 標	活動実績等に関する指標：サロンの数		
	現状値	令和5年度	目標値
	52		—

番 号	63		
事業名	健康状態不明者の実態把握	担当課	健康推進課
事業目的	過去2年間、医療・健診・介護を受けていない、健康状態が不明な高齢者を訪問し、実態把握を行う。		
自殺対策に関する取組	健康状態不明者の実態を把握し、必要な支援につなげる。		
指 標	★活動実績等に関する指標：実態把握割合		
	現状値	令和5年度	目標値
	100%		100%

オ 関連施策

番 号	35【再掲】		
事業名	健康診査・がん検診事業	担当課	健康推進課
事業目的	生活習慣病、がんなどの疾病の早期発見、重症化予防のため、各種健康診査、がん検診等を行う。		
自殺対策に関する取組	引き続き生活習慣病、がんなどの疾病の早期発見、重症化予防のため、各種健康診査、がん検診等を行う。健診の重要性について周知を図り、受診勧奨を行う。		
指 標	★活動実績等に関する指標：後期高齢者健康診査受診率		
	現状値	令和5年度	目標値
	20.2%		20%

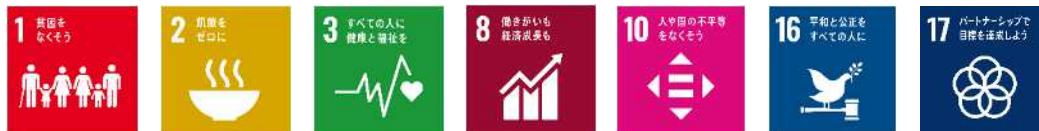
番 号	36【再掲】		
事業名	健康教育事業	担当課	健康推進課
事業目的	健康づくりについての意識を高め、健康を自ら守ることができるよう、心身の健康に関する正しい知識の普及を図る。		
自殺対策に関する取組	引き続き健康づくりについての意識を高め、健康を自ら守ることができるよう、心身の健康に関する正しい知識の普及を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：健康教室参加人数		
	現状値	令和5年度	目標値
	465人		—

番 号	37【再掲】		
事業名	重複・多剤服薬適正化事業	担当課	健康推進課
事業目的	国民健康保険加入者を対象に、同種類の薬が重複していたり、多種類の薬を長期間服薬したりしている人に、服薬情報をまとめた通知書を送付し、適正な処方・服薬に向けて医師や薬剤師との相談を促す。		
自殺対策に関する取組	年1回対象者を抽出し、通知書を送付することにより、睡眠薬や向精神薬も含め、適正な処方・服薬に向けての相談を促し、過量服薬等のリスクの低減を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：通知書送付人数		
	現状値	令和6年度	目標値
	188人		—

番 号	15【再掲】		
事業名	民生児童委員協議会支援事業	担当課	社会福祉課
事業目的	民生児童委員の活動を支援することにより、民生委員児童委員活動の推進及び社会福祉の増進を図る。		
自殺対策に関する取組	引き続き民生児童委員による身近な地域での相談・支援活動が適切に行われるよう、活動支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	2,688件		—

番 号	64		
事 業 名	高齢者世帯交通安全指導事業	担 当 課	危機管理課
事 業 目 的	高齢者世帯を交通・防犯セーフティアドバイザーが訪問し、交通事故防止、防災対策、防犯対策の指導等を行う。		
自 殺 対 策 に 関 する 取 組	高齢者世帯を交通・防犯セーフティアドバイザーが訪問し、交通事故防止、防災対策、防犯対策の指導等を行う。		
指 標	★活動実績等に関する指標：訪問件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1,032 件		1,400 件
	★短期的な成果に関する指標：関係機関につないだ件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	10 件		25 件

(3) 生活困窮者支援と自殺対策の推進



生活困窮の背景には、貧困、多重債務、失業、介護、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、震災による被災や避難など、自殺リスクにつながる多種多様な課題を複合的に抱えている場合があります。また、地域や職場、学校等に安心できる居場所がなく、他者とのつながりが希薄であるなど、関係性の貧困に苦しんでいるケースもあります。

こうした人々が自殺に追い込まれることがないように、自殺対策と生活困窮者自立支援制度が緊密に連携しながら、包括的な支援や生き心地のよい地域づくりを推進します。

ア 複合的な課題を抱える相談者への相談機会の提供

番 号	13【再掲】		
事 業 名	生活保護事業	担 当 課	社会福祉課
事 業 目 的	困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援する。		
自 殺 対 策 に 関 する 取 組	法に基づき適切に相談、申請業務を行うとともに、相談者への丁寧な説明や住居確保、就労、医療等の相談対応を行い、自立を支援する。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	72 件		—

番 号	14【再掲】		
事業名	生活困窮者自立相談支援等事業	担当課	社会福祉課 (社会福祉協議会に委託)
事業目的	複合的な課題を抱える生活困窮者及び被保護者本人の状況に応じたきめ細かな支援策の実施により、生活の安定の確保を図る。		
自殺対策に関する取組	引き続き相談・支援体制を維持し、複合的な課題を抱える生活困窮者及び被保護者本人の状況に応じたきめ細かな支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	149件		—

イ 生活困窮者等支援に関わる支援者への研修

番 号	24【再掲】		
事業名	職員向けゲートキーパー養成講座	担当課	健康推進課
事業目的	身近な人や業務で関わる人の変化に気づき、声をかけ、傾聴、必要な支援へのつなぎ、見守りができる人材を養成する。		
自殺対策に関する取組	身近な人や業務で関わる人の変化に気づき、声をかけ、傾聴、必要な支援へのつなぎ、見守りができる人材を養成する。		
指 標	★活動実績等に関する指標：開催回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	1回		2年に1回
	★短期的な成果に関する指標：受講者アンケートで「こころの健康の理解が深まった」と回答した人の割合		
	現状値	令和5年度	目標値
—		95%以上	

ウ 関連施策

番 号	21【再掲】		
事業名	消費生活相談事業	担当課	総務課
事業目的	消費生活相談窓口を設置し、関係機関等と連携を取りながら複雑・多様化している消費者トラブルに対応する。また、高齢者・若年層に対する啓発活動を行う。		
自殺対策に関する取組	相談は「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、生活面の問題や困難の解消にむけて支援を行う。出前講座については、小中学校だけでなく、高等学校での実施も検討する。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	91件		—

番 号	65		
事業名	納税相談	担当課	税務課
事業目的	対象者の生活状況を把握し、納付困難な状況にある人については、分割納付等の相談に応じる。		
自殺対策に関する取組	相談は「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、生活面の問題や困難の解消に向けて相談窓口の紹介などの支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：窓口紹介件数（リーフレット配布数）		
	現状値	令和5年度	目標値
	2件		—

番 号	66		
事業名	年金受付相談事業	担当課	市民課
事業目的	退職者や学生等に対して、国民年金加入時に保険料の免除、納付猶予、学生納付特例制度の説明を行う。障害年金、死亡時の年金の手続きについては、対象者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応を行う。		
自殺対策に関する取組	相談は「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、生活面の問題や困難の解消に向けて相談窓口の紹介などの支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：制度の周知回数		
	現状値	令和5年度	目標値
	12回		—

番 号	67		
事 業 名	市営住宅管理事業	担 当 課	都市整備課
事 業 目 的	市営住宅の「入居・退去事務」及び、「修繕、点検、清掃等の維持管理」を行う。		
自殺対策に関する取組	住居の確保及び入居者が安心して住むことができる環境づくりを行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：入居戸数		
	現状値	令和5年度	目標値
	263 戸		—

番 号	68		
事 業 名	市営住宅家賃滞納整理業務	担 当 課	都市整備課
事 業 目 的	家賃滞納者については、生活状況を考慮し、納付の相談に応じる。		
自殺対策に関する取組	相談は「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、生活面の問題や困難の解消にむけて相談窓口の紹介等の支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	155 件		—

番 号	69		
事 業 名	水道料金等納付相談	担 当 課	上下水道課
事 業 目 的	滞納者からの分納等の相談に応じ、必要に応じて生活困窮者自立相談支援等事業等につなぐ。		
自殺対策に関する取組	相談は「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、生活面の問題や困難の解消に向けて相談窓口の紹介などの支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	70 件		—

番 号	70		
事 業 名	児童扶養手当支給業務	担 当 課	社会福祉課
事 業 目 的	ひとり親家庭などの生活の安定を図るため、手当を支給する。		
自殺対策に関する取組	ひとり親家庭などの生活の安定を図るため、手当を支給する。対象拡大や加算額の引き上げなど、国の制度改正に沿って適切に事務を遂行する。		
指 標	活動実績等に関する指標：支給世帯数		
	現状値	令和5年度	目標値
	255 世帯		—

番 号	71		
事 業 名	ひとり親家庭医療費助成事業	担 当 課	社会福祉課
事 業 目 的	ひとり親家庭等にかかる医療費の自己負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、適切な医療を受けられるようにする。		
自殺対策に関する取組	ひとり親家庭等にかかる医療費の自己負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、適切な医療を受けられるようにする。		
指 標	活動実績等に関する指標：受給者数		
	現状値	令和5年度	目標値
	661 人		—

番 号	72		
事 業 名	母子父子自立支援事業	担 当 課	社会福祉課
事 業 目 的	ひとり親家庭の父又は母が資格取得や教育訓練を受けるための給付金支給や自立相談員による相談支援を行い、自立を支援し、家庭生活の安定を図る。		
自殺対策に関する取組	ひとり親家庭の父又は母が資格取得や教育訓練を受けるための給付金支給や自立相談員による相談支援を行い、自立を支援し、家庭生活の安定を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：給付金支給人数		
	現状値	令和5年度	目標値
	5 人		—

番 号	73		
事業名	生活福祉資金貸付事業	担当課	社会福祉協議会
事業目的	低所得者、障がい者、高齢者世帯に対して生活福祉資金の貸付を行う。		
自殺対策に関する取組	低所得者、障がい者、高齢者世帯に対して生活福祉資金の貸付を行い、相談を受け付け、自立のための支援を行う。		
指 標	活動実績等に関する指標：相談件数、貸付件数		
	現状値	令和5年度	目標値
	相談 415 件 貸付 11 件		—

番 号	74		
事業名	中学校・高等学校等入学支援金支給事業	担当課	社会福祉協議会
事業目的	中学校・高等学校等へ入学する準要保護世帯の児童・生徒に入学支援金を支給する。		
自殺対策に関する取組	中学校・高等学校等へ入学する準要保護世帯の児童・生徒に入学支援金を支給し、経済的負担の軽減を図る。		
指 標	活動実績等に関する指標：支給人数		
	現状値	令和5年度	目標値
	中学校 20 人 高校 27 人		—

番 号	75		
事業名	食糧支援	担当課	社会福祉協議会
事業目的	食品ロス削減などで集められた食品の寄付を受け付け、食糧を必要とする方に一時的に食品の提供を行い、相談窓口の周知、相談を受け付ける。		
自殺対策に関する取組	一時的に食品の提供を行うとともに相談に応じ、関係機関と連携し、自立に向けた支援を実施する。		
指 標	活動実績等に関する指標：支援延べ人数		
	現状値	令和5年度	目標値
	82 人		—

第5章 自殺対策の推進体制

1 推進体制

各事業の進捗状況については、進捗確認シートを用いて確認を行います。

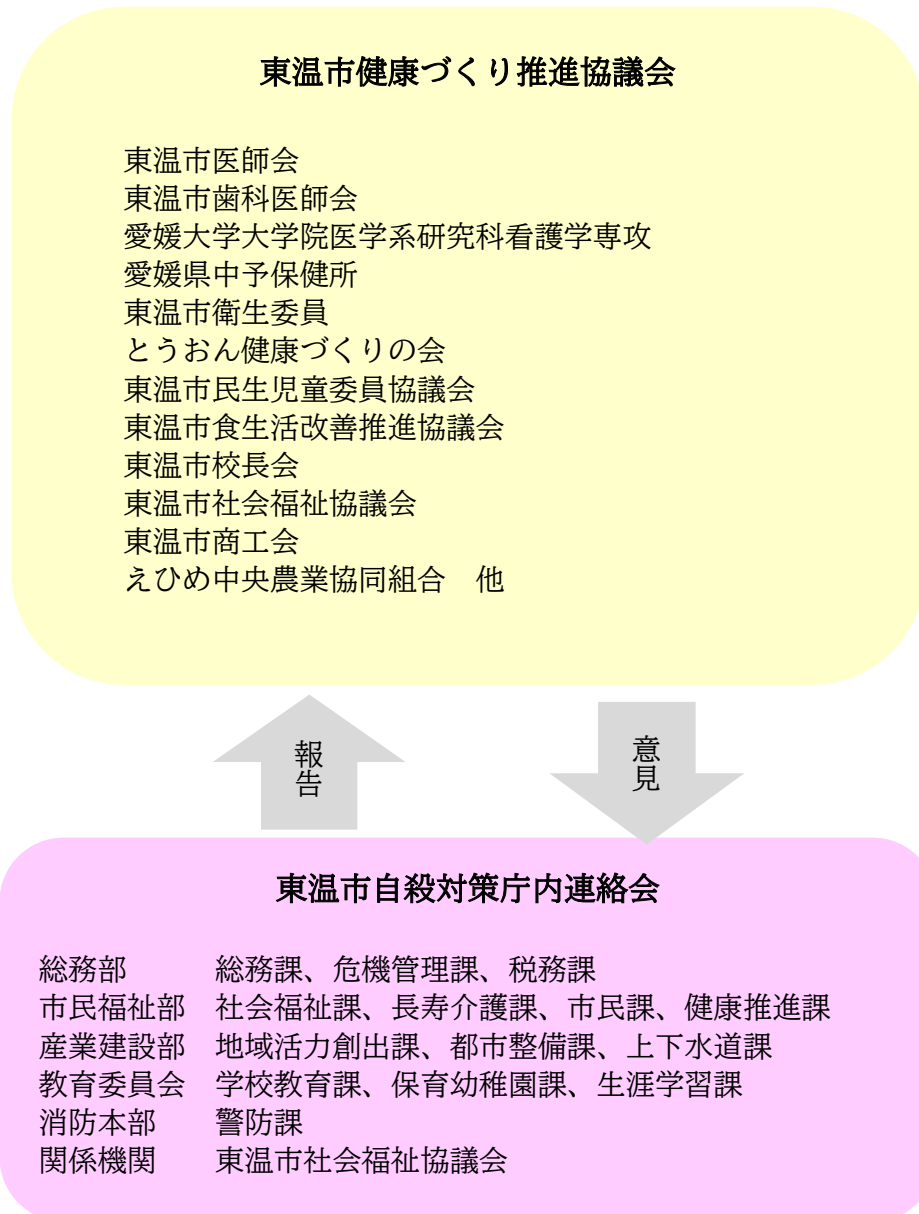
4月～5月に各事業の担当課において前年度の評価を行い記入します。6月頃に庁内の関係課及び関係機関で構成される自殺対策庁内連絡会を開催し、進捗確認シートの内容を共有し、改善・推進に向けて協議を行います。

【進捗確認シート（例）】

番 号	1	施策	基本1-ア	係	成人保健係	担当者	〇〇	
事業名	自殺対策庁内連絡会				担当課	健康推進課		
事業目的	関係部署の自殺対策に関する情報共有及び連携体制の整備を行う。							
自殺対策に関連する内容	第2次自殺対策計画の推進に向けて、それぞれの部署での活動が、広い意味での自殺対策に含まれることを再認識し、自殺対策を更に身近に、我が事として考えられるよう運営する。							
実施状況	★活動実績等に関する指標：開催回数							
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目標値
	1回	1回						1回
	★短期的な成果に関する指標：出席者で「連携して対応したいと思う」と答えた人の割合							
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目標値
	94%		1 当初の計画どおりに進展した 2 おおむね順調に進展した 3 進展は不十分だった				95%以上	
達成状況	—	1						
前年度の評価	1 当初の計画どおりに進展した							
	自殺対策関連事業について、関係課・関係機関と進捗状況や課題等について情報共有をし、連携体制の整備を行うことができた。							
R6～R11の評価	1 拡大・充実 2 現状維持 3 方法改善 4 縮小 5 廃止							
今後の取組	2 現状維持 それぞれが自殺対策を更に身近に、我が事として考えられるよう運営し、相互の連携を深める。							

また、医師会、保健所及び学校等の関係者や企業、商工会及び福祉等の関係団体の代表者、市民の代表者などで構成される「東温市健康づくり推進協議会」においても自殺対策関連事業の進捗状況の共有・協議を行い、関係機関との連携を強化して社会全体での自殺対策の取組を推進します。

【推進体制】



第2次東温市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない東温市の実現を目指して ～

令和7年3月
愛媛県 東温市

〒791-0211 愛媛県東温市見奈良490番地1
東温市 市民福祉部 健康推進課